

第二十四回国会

参議院内閣委員会會議録第四十六号

昭和三十一年五月十八日(金曜日)午前
十時四十八分開会

委員の異動

五月十八日委員泉山三六君、青柳秀夫君及び千葉信君辞任につき、その補欠として井上清一君、館哲二君及び吉田法晴君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 青木 一男君
理事 野本 品吉君
宮田 重文君
島村 軍次君

委員

井上 知治君
井上 清一君
木村篤太郎君
木島 虎藏君
館 哲二君
江田 三郎君
菊川 孝夫君
田畑 金光君
松浦 清一君
吉田 法晴君
廣瀬 久忠君
堀 眞琴君

内閣総理大臣

鳩山 一郎君
内閣総理大臣
船田 中君

政府委員

内閣官房副長官 田中 榮一君
法制局長官 林 修三君
内閣総理大臣 賀屋 正雄君
官房審議室長

防衛政務次官 永山 忠則君
防衛庁次長 増原 恵吉君
防衛庁長 門叶 宗雄君
官房長官 林 一夫君
防衛庁防衛局長 北島 武雄君
防衛庁経理局長 杉田正三郎君
事務局長
常任委員
会専門員

本日の会議に付した案件
○国防会議の構成等に関する法律案
(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(青木一男君) これより内閣委員会を開きます。

委員変更についてお知らせいたします。五月十八日、千葉信君、泉山三六君、青柳秀夫君が辞任されました。その補欠として吉田法晴君、井上清一君、館哲二君が選任されました。

○委員長(青木一男君) 国防会議の構成等に関する法律案を議題として質疑を行います。

○松浦清一君 総理に質問をします。前回は、この法律案の審議に際しての委員長の心がまえについて若干確めておきたいと思ひます。

この国防会議構成等に関する法律案は昨年の第二十二回の特別国会以来いづく因縁つきの法律案でありまして、考えてみると、七月三十日の午後九時ごろであったと思いますが、やはりこの部屋で最後に私の質問続行中にちやうど憲法調査会の法律案が質疑打ち切

り、討論打ち切りの連続的な動議の提出のために押し切られて、非常に混乱された状態のまま議論に回りました。議論で衆議院から回ってきてこちらの委員会に回った法律案の本案議に上程される順序等についての話し合いをしていく最中に、御了承の通りの状況になって、ついに流れてしまった法律案なのであります。しかも二十二国会で問題を起したこの部屋でまた憲法調査会の法律案の問題についていろいろあやうことがありました。この部屋で、いづく因縁つきの部屋でいづく因縁つきの法律案を審議されるようなことになったのであります。最終段階に至ってやはりこの部屋でやるかどうかしりませんが、ともかく再び第二十二回の特別国会の一番最後のときに起ったような現象、憲法調査会法案の最後のときに起ったような現象が再び繰り返されないように、私どもも協力をいたします。十分質疑のあるところは質疑をさせて、得心のいくような形において結果をつけられることを希望いたします。私のこの希望に対して委員長の見解を先に承わってから総理大臣に質問をいたしたい。

○委員長(青木一男君) 松浦君の委員長に対するお尋ねに対してお答えいたします。

ただいまこの部屋のこととお話がありましたが、部屋は関係ないと思ひます。前の国会におきまして、この同じ法案の審議が時間不足のためにあやう

う混乱状態になったということは、私も非常に残念に思ひます。今回はそれほど審議の日取りも窮迫しておりませんので、できるだけ質疑のある方は意見を尽していただいて、そうしてこの問題を議したいと思ひます。それについては先般来二、三回理事打合会を開きまして、円滑なる質疑の進行について、ある了解にも達しておりますので、私はその線に沿って極力円滑に、かつできるだけ十分なる審議に基づいて本問題を処理して参りたい、そういう腹案でありますから、御協力をお願いいたします。

○松浦清一君 鳩山総理に対しても、前にこの法案が内容は少し変わっておりますけれども、第二十二回の特別国会に提案されましたときも、たびたび法案の内容、それから防衛の将来の計画、そういうようなことについてたびたび御質問申し上げて、いろいろ御答弁をいただいたのですが、結局最終段階に至ってまだ質問が済んでおらないままに打ち切られてしまったような状況になったので、まだその当時からこの法案に関係を持っていた私としてもお尋ねを申し上げたいことがあるし、また前の機会に内閣委員会におられなかった方々については初めからいろいろ御質問があるかと思ひます。私は前の第二十二回国会で審議されたときにお尋ねをして得心のいくような御答弁をいただけなかった部分についての御質問申し上げたいと思ひます。

第一番に前に出た法案と、今度出て

おります内容の中で変わっているのは、前の案では、内閣総理大臣を議長として、そのほか大蔵大臣、外務大臣、防衛庁の長官、経済企画庁の長官、五人の閣僚と五人の学識経験者によって構成される十人の会議であるということ、そして民間の方から五人のいわゆる学識経験ある者を入れるということになって、その人選が誤まって旧軍人の中からまた再軍備を強行したいというようなことを考えておられると、日本の経済力、世界の平和、そういう問題が無視されて、ひたおしに軍備強化がはかられる計画が、この会議において立てられていくのではないかと。ところが、それに對しては特に旧軍人を委員に入れるとか、あるいは平和をおかすような軍備が強行されるというようなことのないように、委員の人選については配慮をするつもりであるという御答弁をいただいたと記憶いたしておるのであります。ところがこれが回り回って最後には衆議院の修正となって、民間人は入れないということになって、そしてその質疑の過程において打ち切られておる。今度出てきておるのは民間人は入れないということになっておる。だから前には衆議院の議員の方から修正されたのでありますが、今度出ておるのは、民間人を入れない五人の閣僚によって構成される国防会議であるということが内閣提出になって出て

おるわけですね。これは、衆議院提出じゃないですね、内閣の方で民間人を入れないことにしたというのは、結局前に修正案として出された与党の方との話し合いの結果、こういうことになったのでございましょうか。

○国務大臣(鳩山一郎君) 衆議院においても民間人を入れないというように決議をされましたので、それを尊重いたしまして民間人を入れないことにいたしました。

○松浦清一君 この国防会議の目的は国防の基本方針、防衛計画の大綱、防衛計画に関連する産業等の調整計画の大綱、防衛出動の可否等について、内閣総理大臣の諮問機関としてこの会議は構成される、こういうことなんです、この法律案全体に対して賛成をするとか反対するとかということは別問題として、日本の国にとってこれまた憲法違反であるとかないとかいうようなことは別問題としても、国防の基本方針、防衛計画の大綱、それらの五項目はきわめて重大な問題だと思つて、その中でこれもまた前回その五つの問題についてそれぞれお尋ねしたときに、政府としては別に恒久性のある防衛計画というものを持っているんじゃない、あるいは防衛計画に関連する産業の調整計画等についても、政府としては案を持っていないんじゃない、白紙でこの会議の意見を求めるという立場で臨むのである、こういうことをおっしゃられた。今日もこの法案を提案するに当って政府としては方針が変っておりませんか。

○国務大臣(鳩山一郎君) 変っておりません。

案をされ審議されました際に、最初の質議の過程においては憲法調査会を設置するということは、憲法を改正するという目的のために調査会を設置するんじゃない、現行憲法の中に改正する点があるかないかというのを調べるために調査会を設置するのだと、ちょうど国防会議に対して今総理が御答弁になっておられるような御答弁をしておられた。ところがこの審議に併行して、与党たる自由民主党の中に憲法調査会が設置され、山崎君が会長となつて、憲法改正の基本方針から始めて、十一項目にわたる改正要点というものができたわけなんです。四月の二十七日にこれは資料としてわれわれにも配布された。自來この内閣委員会において、最初は、今申し上げたような答弁であつたけれども、調査会を設置することに併行して、与党たる自由民主党が憲法改正の案を立てつつあるが、これが調査会に持ち込まれるではないかと、この質問に対して、最後には、内閣としてこれを持ち込むというのではないけれども、議員の中から選ばれる三十名のうちに自由民主党のものが入れられ、委員に入つたそのものを通して与党の改正案が持ち込まれることはあり得ると、こういうことであつた。また総理がこの委員会でも、内閣が憲法改正の案を作つて国民にこれを示すことは内閣の義務であるというのを答えたこともございまして、そこで突き詰めたところ、憲法調査会に臨むに当っては、政府ないしは政府を代弁する形において改正案を持つてこの調査会に臨むんだということが明瞭になつたわけなんです。これは提案者たる山崎君、吉野国務大臣が何回かの質問に対して結論

的にそう答えられた。従つて私は前回のこの法案が審議されたときには、一応総理の、白紙で臨むんだという、その御答弁を肯定しておつたわけなんです。ところが憲法調査会の審議に當つて、そういう形が出て参りましたので、この国防会議に対して何らかの考え方を一応、内閣といひますか、政府といひますか、きめておいて、そうしてそれを審議の問題としてここに提供されるというふうな気がしてならぬのです、そんなことはございせんかと突っぱねるのでもなしに、私はまだこれに賛成するか、反対するか態度をきめておるわけじゃないのですから、懸議するつもりで、親切にお答えを願ひたいと思ひます。

○国務大臣(鳩山一郎君) この国防会議は総理大臣の諮問にこたえて国防の基本方針、防衛計画の大綱、防衛出動の可否等、国防に関する重要事項について広い視野から総合的に慎重な審議を行ひまして、わが国の国防施策について万全を期せんとするものでありますから、政府としてはこの国防施策についての万全を期するために、相当の案を用意するということは当然だと考えております。

○松浦清一君 前には案を持たないとおっしゃつて、適当な案をもつて臨むんだというふうに答弁をされましたが、別に私はあはれを拾ひませんでした、このうちの国防の基本方針、防衛計画の大綱をきめていかなければならぬというところは、日米安全保障条約の前文の中に、アメリカ合衆国は日本が「直接及び間接の侵略に対する自国の防衛のため漸増的に自から責任を負うことを期待する」という、日米安全

保障条約の前文の中で、このようなことがうたつてあります。ですから日米安全保障条約を肯定する現内閣としては、この条約に基いて国防の基本方針なり防衛計画の大綱をきめていかなければならぬことが、この条約の中に義務づけられておると私は判断をしておる。そこでそれと今日までの自衛隊が毎年のように増強をなされてきたというところ、この日米安全保障条約の前文に基いてその義務としてこれが増強されてきたものと私は判断をしておる。そこでこれから先にどのような計画を持って増強されていくというお考えであるかということをお伺ひしたいことが一点。

それから前回のときもいろいろ議論になりましたが、防衛六カ年、経済六カ年計画というものが策定をされておる。この前のときには経済企画庁に委ねる前の高橋経審長官が、経済六カ年計画というものは、閣議において正式に決定をしたものではないので、まだ未確定のものであるということであつた。ちよつと話が横にそれますが、けれども、質問の必要上伺ひますが、今政府が立てられておる経済六カ年計画というものは、もう閣議で決定をされて、政府の方針としてきまつたのでございましょうか。

○国務大臣(鳩山一郎君) 長期防衛計画については、目下関係当局で慎重に検討を進めておりますけれども、国防会議の成立を待って、これに諮問の上作成したいと考えております。それから先刻の、この質問の前の御質問の、この設置は結局日米共同防衛の義務上、日米との共同防衛の約束の結果作つてゐるのではないかと御質問

問でした。私は日米共同防衛の名の下にこういう会議を起す必要があると私は考えております。

○松浦清一君 そうじゃないのです。国防会議構成等に関する法案のこの国防会議を作るといふことは、日米安全保障条約に基いて作つたのかという問いでは私はないんです。今自衛隊が増強されておるとおるということは、この日米安全保障条約の前文に示されてあるこの義務に従つて日本がやっているのだからと思はれる。従つて長期の防衛計画が立つておるのかと、こういうこと、それから経済六カ年計画が政府の方針として決定をしておるのなら、それと防衛力増強の計画との関係はどうか。つづめて言えばその二点を伺つたわけなんです。

○国務大臣(鳩山一郎君) その最後の点につきましては、国力に相当する防衛力を作るといふ考え方を政府として持つておる。まだできてはおりません。

それからやはり最初の方の、国力に相應する防衛力を作る必要があると思つておる。(もう少し大きな声で)「聞こえないのです」と呼ぶ者あり) ああそうですか、この部屋は少し作り方が悪いんだな。(笑聲、田畑金光君原稿を読まんでお話しになればよくわかるのですけれども、原稿をお読みになるから話が通らないのですよ」と述べ) ○委員長(青木一男君) なるべく高聲に願ひます。

○国務大臣(鳩山一郎君) 日本の防衛力を作るといふことは、日米の共同防衛の結果作るといふことは約束はされておりますけれども、どの程度においての防衛力を作るかというところは、国

おっしゃるから、その国力の現状とは
どのように判断をしておられるかとい
うことを私は尋ねておるわけです。抽
象的なことなら私も知っていますので

○國務大臣(船田中君) これは先ほど
私から御説明申し上げましたように、
国民の生産力、あるいは国民生活の状
況、貿易の状況、そういうようなもの
を総合判断して、大体の基準を見出す
という以外に、私はそれ以上のこと
は、数学的にこれをはつきり出すとい
うことはむずかしいかと思ひます。し
かし大体基準となり得るものは、国民
所得というものがやはり一番正確な基
準になるのではないかと考へてます。
○松浦清一君 それはまあ尋ねても今
のは日本の経済力の現状というものを
数学的にあなたは説明できないかも知
れませんが、それはその辺で保留し
ておいて、また大蔵大臣なり経企長官
なり来てもらつてそのことについては
一つ尋ねることにします。

もう一つ、これは総理に伺ひたいの
です。最近の防衛庁の予算の、私はあ
えて申しますけれども、乱費ぶり、こ
れは日本の自衛隊というものを考へ
る、日本の防衛力というものを考へる
上において、今の防衛庁の中に行われ
ておる、いろいろな流布されておる予
算の乱費問題というものは、これはき
めて重要な問題だと思ひます。たと
えば衆議院の決算委員会の問題にな
つておる中古エンジンの問題である
とか、数えていけば、これは真実のほ
どはわかりませんが、だから私は聞いて
いるので、昭和二十六年の二千五百
万円という手術用器械、それから歯科
器械等を買入れたということが非常

に必要なものであつて、いまだに
これが倉庫の中にあくびをしておる
という問題、それから昭和二十七年に野
戦病院用の折り畳み式ベッドを二千八
百八十八台買へば十分であつたのに七
千三百八十八台買つてしまつた。これ
はどうもつかぬことに、事務官が数
字の書き間違いをやつておつたのだ
と、こういうようなことらしい。それ
から昭和二十七年にくつ補修用の皮
を一万四千五百五十足分買つたが、当時補
給廠では二万七千三百五十五足分がス
トックになつておつた。つまり買ふ必
要がなかつたものを買つた。それから
昭和二十八年の鉄かぶとの中に有名
な二十九年度の陸上自衛隊における軍服
の問題、こういうまあいろいろの問題
が、乱費の状況というものがうき
されて、そして会計検査院からこ
れが指摘されて、衆議院の決算委員会
では今、中古エンジンの問題が問題に
なつておる。一体こういう状況はま
ことに慨嘆おくあたわざる不祥な問題だ
と私思ひますが、総理はどう思ひます
か。

○國務大臣(鳩山一郎君) そういうよ
うなものも国防の乱費というものがあ
ればまことに遺憾と思ひますが、それ
らの点については私はそれをつまびら
かにしておりませんから、船田長官か
ら答弁いたさせます。
○國務大臣(船田中君) ただいま松浦
委員のおっしゃられた前段におあげに
なりました問題については、ここに正
確な資料を持つておりませんから、し
ずれ別の機会に政府委員から事実につ
いて答弁してもらふことにいたします
が、特におあげになりました冬服の問

題と中古エンジンの問題につきまして
は、私も詳細承知しておりますので、
ここに一言説明を申し上げますので、
冬服の問題につきましては、これ
は会計検査院の批難事項のうちにあげ
られておりますが、しかし検査院の批
難事項として批難された前提になつて
おりますのは、米軍側が自衛隊に對し
て七十万着の冬服を無償供与するとい
うことをあらかじめ通知しておつた
と、こういうことが前提になつており
ますが、その事実が全くそういうこと
はございません。従ひまして責任者と
いたしましては、それをあてにして年
次計画による買入れをしないわけに
は参りませんので、七万着の買入れ
をいたしましたところが、買入れをした
後に七十万着の冬服が米軍から供与さ
れた、こういう事実でございまして、
この点につきましては予算委員会ある
いは決算委員会その他の機会に詳細答
弁を申し上げておる通りでございま
す。またバックカード・マリン・エン
ジンの問題につきましては、これは昭和
二十六年の四月、五月に米極東空軍か
らQM物資として放出されましたもの
が、当時東京通産局を通じて購入さ
れて、払い下げられ、一台十万五百円
で払い下げられた。それが昭和二十九
年度の予算に快速救命艇のエンジンと
して採用することになりまして、昭和
三十年、三十一年におきましてこれを
買い上げ、そして一台中二千二百五十
万円で買い上げた、こういう問題でござ
います。しかし払い下げられましたと
きに全くスクラップとして払い下げ
られ、そしてしかもその当時は四十
ノット以上も出す高性能のマリン・エ
ンジンというものの使い道は全くな

かつた。従つて全くこれは鉄くずとし
ての値段しかなかった、ところが昭和
二十九年度の予算において初めて快速
救命艇二隻が計上されまして、そのエ
ンジンに何をしようかといふことで
研究いたし、また米軍側に対して
バックカード・マリン・エンジンを
ひ供与をお願いしたいといふことで努
力をいたしました、しかしそれがつ
いに供与が受けられませんでした、そ
こで当時間組が持つておりましたバ
カード・マリン・エンジン、そしてし
かもそれは払い下げられた当時とは違
ひまして、部品もそろい、またアフ
ター・ケアにつきましても十分責任を
持つてやるということで、富士重工が
間組の委託を受けまして、そして富
士重工がその販売の手に當る、こうい
うことになりましたので、そこで間組
の持つておりましたバックカード・マ
リン・エンジンを買入れたわけでござ
いしますが、その買入れの価格につ
きましては原価計算その他十分にこれ
を調査いたしました、かつ関東財務局の専門
家の評価も受けて、そして千二
百五十万円という価格を取りつけれ
てございまして、現にこれを取りつけれ
た快速救命艇は四十ノットの、当方か
ら所望いたしました速力より以上の性
能を発揮いたしました、現に四十一
ノット以上の快速で走ることができ
るということでございまして、いろいろ
世間の誤解を受けるようなことがあ
つたといふことは、その間におきま
すけれども、その間におきまして、
防衛庁がこのバックカード・マリン・エ
ンジンを買入れたるにつきては、
何ら不当の事実は全くないのでご
ざいます。ただこういうことが、払い

下げたときに十万五百円、買い上げた
ときには千二百五十万円、そしてし
かもその間の時間の差というものが短
いといふことになりますれば、非常に
世間に誤解を授けたかたようござい
ますが、その間にたいだいま申し上げた
通り何ら買入れについての不正不当の
ことはないのでございまして、従つて
ただいま御指摘になりましたように防
衛庁が国費を乱費しているという事実
も全くないわけでございますから、そ
の点はどうぞ御了承いたしたいと思
ひます。
○松浦清一君 衆議院の決算委員会
でもいろいろ資料を出されてそういう
答弁をしておられるようですが、い
ざにしまして、一番最初から防衛庁
が買入るまでのうちに数人のブロー
カーが入つて、あつちからこつちへ
りつづけるための工作が行われたこと
は、まぎれもない事実であるわけです。
たまたま最初防衛庁が買入った値段が適
当であつたか、なかつたかといふこと
は判断の違ひによつていろいろ違つて
くるでしょうけれども、もしもかりに
不正なブローカー的な、またリベ
ルのな取り引きがあつたとすれば、これは
責任は追及せらるべき性質のものだ
と思ひます。衆議院の決算委員会がいつ
終るか、結論がどうなるかわかりませ
んが、もしもそれがたとえ一点でも防
衛庁の方に不正な事実があつたとい
ふことになれば、あなたは責任をおと
りになりますか。

○國務大臣(船田中君) 私はその点に
つきましては、衆議院の決算委員会の
諸君にもはつきり申し上げておつたわ
けでございしますが、防衛庁側におい
て不正不当のことがあり、また公務員

間に汚職のようなことがもし万々一あるといたしますならば、すなわち私のただいままで申し上げておることに間違いがあった、事実が全く違つておつたということでございますならば、私は十分それに対して責任を負うつもりであります。

○松浦清一君 総理に伺いますが、ただいま船田長官は非常にきつぱりした決意のほどを示されましたが、もしも世間で伝えられるがごとく、また衆議院の決算委員会で追及しているがごとく事実が明瞭になつてきた場合、事実であるかないか、最後にならなければわかりませんが、それが不正であるということが事実であつた場合に、船田長官は責任を負うとおっしゃるが、もし負わなかつた場合には船田長官を罷免されますか。

○国務大臣(鳩山一郎君) ただいまお聞き通りに船田長官みずから責任をとると言つていらつしやるのですから、罷免する機会はないと思ひます。

○松浦清一君 いやいや、そういうことなら尋ねなくてもいいのですよ。もしもおやめにならなかつた場合には、あなたは罷免されますかというのです。

○国務大臣(鳩山一郎君) それは仮定のことですから、仮定のことについては答弁はできません。

○松浦清一君 まだいろいろあるけれども、こんなに早く問答をしても仕方がないし、四十時間経過したからあとは他に譲りましょう。

○吉田法晴君 鳩山総理に、これは総理だけではございませぬけれども、国防会議の構成等に関する法律案を鳩山内閣が重要法案としておられる。そして

これは私も巷間伝え聞くところでありませぬけれども、国防会議の構成等に関する法律案がふたたび流れようなことがあれば、船田防衛庁長官はこれにやめるんだ、責任をとつてやめるんだと、こういううわさが飛んでおりますが、今この防衛庁経費の不当乱費問題に關連をして松浦君から質問がございまして、防衛庁長官の地位といひますか、辭職がかかつておるほど重要視しておられるのか、その点を巷間伝え聞くうわさがたとえ私どもに多少の何と申しますか、圧力を加えるがごとくにして伝えられますだけに、まず御意見を聞いておきたいと思ひます。

○国務大臣(鳩山一郎君) ただいま吉田君の申されたようなことについては考へておりません。

○吉田法晴君 それじゃ船田長官に伺ひますが、船田長官の口からそういう意味のことが漏れたように聞いておりますから、船田長官自身のあるいは心算からいへば、総理は国防会議の構成に關する法律案が流れても、内閣の責任をとるようなことはしないといふ今答弁でしたが、どういふ場合に考へておられますか。

○国務大臣(船田中君) (慎重に答へなさいよ)と呼ぶ者あり) この国防会議法はきつめて重要であり、しかも第二十二国会においてもなかなかこの問題につきましても多くの問題が起つておつた、きつめて重要な法案でありまして、わが国の防衛体制を整備する上においてはずいぶんこの国防会議法がすみやかに本院を通過することを私は熱望いたし、またそれをお願い申し上げたす。なお、これが万一通過しなかつた

らどうするかということにつきましても、そのときになりまして十分考慮いたしまして、私の責任に属することは十分責任は果して参りたいと思つております。

○吉田法晴君 意味がよくわかりませんが、先ほど船田長官の真意といひますか、あるいは心情が決意がしりませぬけれども、そういうものとして伝えられて参りましただけに、その真意をお尋ねしたわけでありませぬ。辭職をする云々というお話がございまして、努力をしようという点を、通るやうに努力をしようというやうなことでなしに、通らなかつたらおやめになる、また今総理が否定されたやうにおやめにならないでやつていかれるか、もう少し具体的に承りたい。

○国務大臣(船田中君) 私はこの法案につきましても、すでにいふん長いこと御審議を願つて、もう内容についても十分皆さん御了承になつておるんじゃないかと思ひますので、私は通らないといふふうには考へておりませぬ。(今日から初めて審議に入つたんだ)と呼ぶ者あり)

○吉田法晴君 皆さんずいぶん御審議を願つてよく御存じということでありませぬ、それは衆議院はしりませぬ。衆議院は通つてきたんでありますから衆議院は審議が尽されたらどうと思ひます。参議院は今日からこれは審議をいたしております。けれども御審議だと思つておりますが、どういふ意味でそういうことを言われるのですか。

○国務大臣(船田中君) なるほど今日から御審議を願つておるのでございませぬが、しかしもうすでにいふんこの問題については、第二十二国会においても御論議になつておることとございませぬので、そのことを申し上げただけであります。決して皆さんがこれについて御審議になることについて私はそれを妨げるような意味で申し上げたんじゃないとございませぬから、どうかその点は悪しからず御了承を願ひます。

○吉田法晴君 それでは第二十二国会で審議をされた、流れるまで審議されたことは、これは事実です。しかし今国会においては本日から審議を始めるのであつて、十分審議をされ、御存じであらう云々という意味は、国会の参議院の審議権についてとやかく申し上げるわけではない、——ということであらう。いわばお取り消しになつておるのだと思ふが、正規に御発言になる意味から言ふならば、これから審議をしようといふ参議院に對して、あるいは審議に臨んで防衛庁長官として出られた船田長官としては不謹慎だと私は思つたのであります。お取り消しになつたことと了解してよろしうございませぬか。

○国務大臣(船田中君) いや今吉田委員のおっしゃつた通り、決して私は皆さんの御審議を妨げる意味で申したのではありません。いませぬから、前の発言が不穏当であるといふことでございませぬ。私は喜んで取り消します。

○吉田法晴君 鳩山総理に總括的にお尋ねをしておるのでございませぬから、総理に御答弁を願ひたいと思ひます。この国防会議の問題もそうでございませぬ。いわゆる防衛計画といふ問題について、あるいは防衛計画といふ問題について、あるいは防衛計画といふ問題について、これをめぐりますアメリカからの要請、それから日本の態度等について、鳩山内閣の、鳩山総理の確固た

る方針というものが感ぜられない。鳩山総理は大体どういふ工合に考へておられるかといふことがわかりませぬ。そうしてたとえ防衛計画といふ問題についても、従来は、吉田内閣の当時においては憲法九条があるから日本は戦力を持つことはできない、アメリカから安全保障条約を理由にして申しませぬ、防衛努力の要請があつたとしても、私どもこれは吉田内閣の憲法を無視して実力軍隊を作つてこられた態度について批判をして参りました。批判をして参りましたが、また吉田内閣としては戦力に至るやうな再軍備をしてはいかぬのだと、こういうことで、何と申しますか若干の抵抗はしてこられたと思つてございませぬが、鳩山内閣になつて、そういう点についてこれは何も感ぜられない。まあ自衛のためには軍隊を持てるのだと、それから自衛のために外国の基地をたたくこともできると、こういうまあ発言に見られますように、何でもやつてゆくのだと、これは憲法の解釈についても限度がありませぬから、防衛といふ問題についても、方針とそれから節度と申しますか、大体何を考へておるかといふことがわからぬ、正直に申し上げて、そこで総理大臣に明確に一つ鳩山内閣の方針を言明願ひたいと思つてございませぬ。

○国務大臣(鳩山一郎君) 私は日本が独立国家として自衛力を持つことはかつて世界の平和のためになり、自衛力を持たないといふやうな考え方を持つておるのであります。自衛力を持つといふことによつて、世界の平和の維持がえつてできると思ふ、そのた

めに自衛力を持つことは必要だ、そうして自衛力を持つということは、憲法九条は決して禁止をしてはいないという考え方をしております。

○吉田法晴君 そうすると、言われますように、今ダレス國務長官なり、あるいはアメリカで申しておりますように、平和は力を基礎にして保たれるのだ、力の均衡によって平和は保たれるのだ、その力の均衡によって平和を保つ一環として日本が自衛力を持つのだ、こういう方針だというわけですか。

○國務大臣(鳩山一郎君) その力の平均という、力の平衡ということ、これも言い方によつたらば間違ひではないかもしれないが、私の言いましたのは、一つの国が自分の国を無防備にしておくということが、かえつて世界の平和を乱すゆゑになるから、日本の国は他国からの侵略を防ぐに足るだけの自衛の力を持つことが、かえつて世界の平和に寄与するゆゑになるというふうな考え方をしているということをお申したのであります。

○吉田法晴君 そうすると、無防備であることが平和を守るゆゑではない、侵略を防ぐことが平和を守るゆゑなんだ、そうするならば、その自衛力というものは外国からの侵略を完全に防ぎ得る力と、こういうことになるでしょう。そうなりますね。外国からの侵略を防ぎ得る、だから……

○國務大臣(鳩山一郎君) それは事実はおあなたが通る通りに、外国の侵略を防ぐに足る自衛力を持つということとは、実は必要なことだと思ひますけれども、それは事実上はできない世の中だと思つております。集団防衛あ

るいは共同防衛というふうな形において、やはり今日の防衛は成立するものだと思つております。

○吉田法晴君 そうすると集団防衛、先ほど松浦君が質問したときには、日米との共同防衛ということをお言われました。共同防衛というのは、アメリカと日本とで日本を守る、こういうことになりませんか。それから集団防衛という場合には、集団安全保障機構と申しますか、あるいはそのSEATO等がございしますが、あるいはNEATOもございします。あるいはNEATOに日本なりあるいは韓国なり台湾なり入つて、西太平洋における共同防衛機構ということもございします。いずれにしても共同防衛ということ、集団防衛ということとは必ずしも一つではない、ある意味においては共同防衛も集団防衛も一つと言へばそれまでであります。その点については午前中、共同防衛という言葉が総理の言葉から出ましたが、今集団防衛という言葉が出たので、その点についてはどういうことをお考えになつておられるのでしょうか。

○國務大臣(鳩山一郎君) 私の今申したのは、SEATOやNEATOに入つて、そうして集団の防衛をするという意味で申したのでない、ので、そのときには共同防衛なり国際連合に加入したしまして、国際連合に加入して、世界の平和を一緒に保ちたいという意味で申し上げたのであります。

○吉田法晴君 国際連合によつて平和を保つ、これも一つの考え方、現在そういう議論はあると思ひます。日本の憲法ができたときにも、これはそういう国際主義によれば、これはござい

す。その場合に国連に加入するにしても、まる腰で加入することができ、たとえばアイスランドのごときところが、そういうまる腰で、日本の自衛力を持たないで、国際連合に加入し、国際平和を保つという態度を、あなたがとりになるならば別問題です。しかし先ほど自衛力を持つべきだということですから、日本が自衛力を持つということは、先ほどの御答弁で出た、その自衛力と国際的な集団防衛の機構との関係が問題なのであります。国際連合だけならばそれはまる腰でも参加できるわけでありまして、その点も少しアメリカとの共同防衛という形だけを考へておられるのか、もっとそれはNEATO、SEATOということとは別問題として、国際連合以外の共同防衛ということ、集団防衛ということをお考へておられるのか、その辺ももう少し明確に御答弁願ひたい。

○國務大臣(鳩山一郎君) 私はただ今は日本が持ちたいと思つてゐるのは、自衛力を持ちたいということだけを言つてゐるのであります。国際連合に加入して、警察軍をこしらえて、それによつて世界の平和を維持するといふ点にまで、日本はそこまでいけるかどうかというところは、そのときに考へるべきものだと思います。ただ幾度も申しますがごとく、日本の防衛は国力に応じて自主的な態勢を整へたいという程度のことであると定めるべきだと思つております。

○吉田法晴君 問題がまたこう回り出したのですが、自衛力を持ちたいというところを答へられたことは、私もよく解している。ところが日本だけで自衛

をしていけば、これは今の国際的な何と申しますか、ソ連にしましてもあるいはアメリカにしても、水爆を持つてゐるような状態ですから、もしそれを守るといふことになれば、それは十八万人あるいは十何万トンとかいふたような今の六カ年計画等では、これはとても守れぬでしょう。そうすると自衛隊の数もふやしていく、あるいは原水爆も持つべきだ、こういうことにこれはなつていくでしょう。日本だけで力を守るといふことになれば、力に期待しない、まる腰で、国際的な信義とそれから秩序に期待するといふ憲法の建前に立てば、それは力は要りません。しかし力で国を守る、こういう決意をしてゐると、こういうことですから、日本の国だけで守ろうとすればそれは限度があります。それはお話のように、そういうことは考へておらんと、こういうことは考へておらんと、どうなさるのかという、集団防衛でいくとも言われる。集団防衛で、形としてはどういふことを考へになつてゐるか、こういうお尋ねをしてゐるわけですから、わかりましよう、これは、総理。

○國務大臣(鳩山一郎君) 日本の防衛を、いかなる場合においても完全に防衛する方法といふやうな問題になりますと、私は事実上においてはこれはなかなか不可能なことだらうと思つてゐる。とにかく自衛力を持つて、多く起るべき侵略に対して防衛といふことが、まず第一であります。次に共同防衛によつて次に起る可能性のある侵略に対して備へるということが必要だと思つてゐる。

○吉田法晴君 それではその多く起る侵略に対して一応日本を守るだけの力、それから先は共同防衛、共同防衛といふことを、アメリカとの共同防衛といふこと、そのときにはその多く起るであろう侵略に対して、日本を守る力といふものはふえてゐるわけではありませんか、あなたのお考へでは。

○國務大臣(鳩山一郎君) 今、私はとにかく防衛力が一つもありません、李ラインの問題などが起きて、なかなかまともな形が自衛に起るべきものだと思うのです。相

○吉田法晴君 李ラインの問題は、これはまあ失言だと思つてゐるのですが、李ラインの問題の起るのは自衛力がないからだといふわけですか。

○國務大臣(鳩山一郎君) いやさういふわけではありませんけれども、直ちに説明するわけには参りませんけれども、自衛力が一つもない、侵略は從つて起る機会が多いと思つてゐるのです。

○吉田法晴君 それは李ラインの問題をお取り消しになつたら……、李ラインの問題は外交交渉で……、問題は外交問題でありますから、これを引例しない方がよいと思ひますから取り消します。

○吉田法晴君 そうすると、その多く起るであろう侵略に対して、一応国を守る力といふのと、それから共同防衛

というお話がございましたが、その共同で防衛をするときのその共同防衛の力、日本の持つておる力、こういうものとはこれは違ふのですか一緒に一緒ですか。——ちよつとわかりませんか。

○国務大臣(鳩山一郎君) ちよつとどういう意味でしようか。

○吉田法晴君 先ほど全然自衛力のない国というのは、自衛力がないと侵略が起る、こういう御説明でした。それから私はまああなたの言葉——一応言葉で言われた、これに関連してどの程度のことを考えておられるかということをお聞きわけですから、その多く起るであろう侵略に対して国を守るだけの力というお話ですから、それはどの程度のことを考えておられるのか。それからさらに共同で守らなければならぬような外敵の侵入云々というお話でしたから、それは先ほど聞きましたように、いわば総理の頭の中で本格的な戦争という、こういう工合に考えておられるのかしらませんが、その際に共同で守らなければ、侵略あるいはそれに対する力、こういうものは、これは力あるいは防衛力というものと違ふのですか、ということをお尋ねしておるわけですか。

○国務大臣(鳩山一郎君) 私はとにかく現在において自主的に日本の国力に沿うだけの自衛力をもって満足すべきものであると思つております。

○吉田法晴君 それは従来言われておつたことです。それから先ほど松浦君にも御答弁がありました抽象的に国民所得の二〇程度ということと同じ意味だろうと思うのですが、それが別な言葉で言え、多く起るであろう侵略に対して一応まあ対抗する力、こう

いうお話でした。それは、それではどういふものか、どういふ程度の力かというのをまずお尋ねをして、それとそれから共同防衛を考えておられるわけですから、その共同防衛の場合の力ということとは、これは同じですか、こうお尋ねしておる。

○国務大臣(鳩山一郎君) いずれの場合におきましても、国力に沿うところの自衛力を持つていうので満足をしなくてはならないと思つております。

○吉田法晴君 それでは総理に申し上げますが、国力に相応する力、これだけの言ひ方では、先ほど松浦君がお尋ねをいたしました、国民所得の二〇とあなたは言われる、国民所得がだんだんふえていくという、これは限度がありませんか。そうでしょう。国民所得という、日本の経済力というものが上らう、これは上げたい。そうすといでしよう、これは上げたい。そうすると、国力相応の力、国民所得の二〇といふものは、今はかりに十八万あるいは七万五千ですか、千三百機と言われておりますけれども、それがだんだんふえて参る、もう一つ差あたりを国を守る力、こういうのと、必ずしもこれは一致をしません。だから、たとえばその差あたり、とにかく国を守る力というものが、それが国の経済力からいふならば、国の力からいふならば限度かもしれないけれども、それでは先ほどあなたの言われたような、共同防衛を必要とするような事態を考えると、日本は互いに共同防衛なら共同防衛、集団防衛なら集団防衛、こういうことをあなたたちはお考えになるだろうと思ふのです。そうすると、集団防

衛の形が、それはNATOとか、SEATOとかいふものについては考えておらぬというお話になりますけれども、そういう共同防衛といふかあるいは集団防衛、よその国と一緒に国を守る、こういうことにこれはなつてくるのではあつませんか。その辺をどういふ防衛の姿を考え、あるいは日本としてはどの程度のことを考えておられるのか。

○国務大臣(鳩山一郎君) 将来の長い先にわたつて、長い将来にわたつて、私は防衛力がどの程度でもって満足すべきかといふことを言うわけには参りません。ただいまは国力に應じたるその限度において、日本の自衛力を強化していきたいという考えを持っており、遠い将来にわたつてどういふ世の中が変化するかはわかりませんが、そういうことを言うわけにも参りません。もしも世の中が一変いたしました、戦争は絶対にない、あるいは国際連合の力が強化されて、個々の戦争はなくなるような政治情勢ができたといふような場合において、日本の自衛力といふものはそう過大に持つ必要はなくなるわけでありまして、現在において、国力に沿うところの自衛力を保持していきたいと思つております。

○吉田法晴君 そうすると、まあ国際情勢の認識、それから国を守る方式と違ひは意見が違ひます。私も違ひ違ひ将来の話ではなかつた、現在においても中国あるいはソ連から攻撃があるとは考えない。これはまあ山口喜久一郎さんにしてもそう言つておられる、それからソ連のいわゆる微笑外交といふものに対して、アメリカのダレス長

官自身さえ、やはりこれに対してその平和的な努力を認めざるを得ない、あるいは軍縮提案について考えざるを得ないといふことですから、まして日本が今まで腰でできたものが、こゝで力でなければ国を守れない、こういう方向に変わらざるべき理由は私はないと思つます。ないと思つますが、その根本議論は時間がございますから、しないとしても、総理は将来の問題と言われましても、しかし現実にはどういふことがあつても、この防衛六カ年計画といふものが防衛片試案であると言われる、ところが実際に総理は御存じないかも知れませんが、あるいはこゝで正式に聞くと、船田さんもあるいは否定されるかも知れませんが、長期計画といふこととすでに各幕なり統幕もそのうちではないかと思つますが、長期情勢見限りといふことと云つておられます十八万、七万五千、千三百機以上のもつと大きなこの計画を作りつつある、そういう情勢分析をして、そうして六年計画、五年計画以上のものを作りつつある。それから集団防衛云々といわれましても、SEATOに参加を出ていけるようになるというふうな要請が、この間のダレス長官が二十六時間です。これは明白な言葉で言われたかどうかはしませんが、そういう判断を私どもはしておるわけですか。それからこの間から憲法調査会法に關連をして聞きますと、今の陸上自衛隊、その他もそうだろうと思つますが、言われるような万一の場合には国を守るといひますか、あるいは防衛出動をするといふようなことになると、これは戦時国

際公法は適用せられる、従つて交戦権はないと言われましても、あるいは俘虜に關します条約、あるいは占領地域その他についてのこれはそれぞれ条約がございますが、これは適用をせられるであらう、交戦権がないという説明は、宣戦の布告をしない、あるいはできないのだといふことだけだといふこれは実態、そして国防会議なら国防会議を作つて、あるいは防衛計画を立てる、あるいは防衛計画を立てる、防衛計画の諮問に應ぜられるといふことになりますると、以上のような今の六カ年計画を越して防衛計画を立てるといふことが防衛計画にかつてくる、こういう今の現状はさうでございますから、鳩山総理の将来の問題云々といふことは、これはその現実に問題がある。それについては総理はどういふ工合にそれをお考えになりますか。前提の事実が、現状が総理の言われるような将来の仮定の問題じゃなくして現在要請がある、あるいは防衛庁の中の実情が以上の通りであります。

○国務大臣(鳩山一郎君) 私は先刻申しました通りに、国力に應じて自主的に防衛体制を整えていく、この原則はどことも維持していくものと思つます。将来国力に應じて防衛体制を整え、国力のいかんを問はず防衛計画を整え、確立してこそ、初めて日本を守ることになるわけでありまして、私は国力に應じて自主的に防衛体制を整えるのだといふこの原則はくずれるはずはないと思つます。アメリカの要請等は

決して日本の自衛隊についてはござい
ません。詳細のことは船田長官からお
答えいたします。

○国務大臣(船田中君) 防衛庁試案と
して六カ年計画を持っておりというこ
とは、吉田委員の御指摘の通りでござ
います。それから先のことについて
各幕僚部において計画をしておるじや
ないかというお話でございしますが、さ
ようなものは今も持っておりませ
ん。従いまして昭和三十六年度以降の
計画については、何ら具体的なものを
防衛庁の試案としても持っておりませ
ん。というのが事実でございます。

○吉田法晴君 それでは総理及び船田
長官にお尋ねをいたしますが、十八
万、七万五千あるいは千三百機とい
う以上の計画を増大するつもりは全くな
いということは断言できますかどう
か。それからもう一つ集団防衛云々とい
う話が出ておりましたけれども、この
東南アジアの防衛機構等に参加を要請
された事実もないし、また参加をする
つもりもない、こういう工合に鳩山総
理としてはっきり御言明になれますか。
○国務大臣(鳩山一郎君) その通りで
あります。先刻申しました通りであり
ます。SEATO、NEATOに加入
するというような考えをただいま持っ
ておりません。

○国務大臣(船田中君) 長期防衛計画
につきましましては、先ほど来申し上げ
ておりますように昭和三十五年度にお
いて最終目標としてたびたびこの委員
会において申し上げたような数字を
持っております。しかしそれ以上のこ
とは今日何ら考えておりません。

○吉田法晴君 先ほど交戦権の問題に
ついてお尋ねをいたしました。これ

は林さんはおられませんでした。高
辻さんのときにお尋ねをして、その点
は高辻さんは陸戦に関する条約が適用
せられる云々という点はお認めになっ
たのであります。先ほど交戦権を放棄
した、交戦権を認めない、こう憲法に規
定してあるけれども、陸戦に関する条
約その他が適用せられるということに
なるならば、宣戦の布告をしないとい
う以外に何かあるかと、どういふこと
をお尋ねしたわけでありましたが、法制
局長の所見を伺っておきたいと思いま
す。

○政府委員(林修三君) 今吉田先生の
おっしゃいました問答は私も実は速記
録で見えております。これはむしろ今
の交戦権という点ではなくて、たとえ
ば自衛隊が国際法上どういふふうによ
るのかという問題についての御質問
であり、お答えだつたと存じます。そ
れで国際法上、自衛隊といふものは果
して軍隊として扱われるかどうかとい
うような問題についての質疑応答で
ございました。これは国際法上、軍隊と
いふようなものについてはいろいろな
メルクマールと申しますか、特徴があ
る。そういうものを備えたものとして
ば、国際法上は軍艦と見なす。それ
に取替はれるという場合があるであ
ういふことをお答えしたはずでござい
ます。交戦権という問題はそういうい
ゆる国際法上どう扱われるかという問
題とは別問題だと思つたのでありま
す。これは毎々お答えいたしてお
ります通り、つまり戦時国際法のもと
において交戦国が、交戦者が持つ国際
法上の権利である、そういう内容とい
たしましては、たとえば中立国船舶の
拿捕であるとか、あるいは占領地行政
というふうなものが特色だと思つた

であります。こういうことが、憲法の
に記されている内容で、これはまさに憲
法で認めていないわけでございます。
そういうものは自衛隊にないわけであ
ります。これは国際法上、たとえば
自衛隊についてあるいは浮虜の条約が
適用されるというふうな問題とはこれ
は別問題だと思つたわけでありま
す。国際法上どういふ条約上の取扱
いをするかということと今の交戦権が
ないかということとは別問題でありま
す。かりに国際法上どういふ取扱
いがあるにしても交戦権があるというこ
とはならない、私はかように考えてお
ります。

○吉田法晴君 それの点はこれはあ
る。質疑あるいは論議がございませ
ん。またの機会に譲りまして、総理に
もう一度お尋ねをした点であります
が、この今の自衛隊は防衛法にある
自衛隊法によつて防衛出動が国会の
承認を経て総理がきめられ、それで
出動する、こういうことになってお
ります。緊急を要して国会の承認を得
ないで出動した場合にあとで国会の
承認を得ればよろしい、こういう建
前になっておること、これはまあ私が
申し上げるまでもありません。ところが
すね、これは過去の事例を考へても
わかることですが、あの大東亜戦争
の事実上の始まりをどこからとるか
といふことはいろいろ議論もありま
す。しかし私どもが考えますに、支
那事変といふものもやっぱこれは大
東亜戦争、太平洋戦争の始まりで、あ
の支那事変の始まりは満州事変、満
洲事変の蘆溝橋事件といふものが起
きました。今では蘆溝橋事件が日本の
陸軍からしかけたといふことはこれは大

争いがないだろうと思つたのですが、そ
れはともかくとして蘆溝橋事件が起
つた。ところが当時私も覚えておりま
すが、近衛内閣で不拡大方針を何べん
もこれは中外に宣明をされました。と
ころが不拡大じゃなくして事実はどう
ん拡大をしていった。一ぺんあんな
問題が起りますと、それは出動いたし
ましたものを引つこめるということ
はなかなか困難だと思つた。それは前
に船田長官は、それは呼び戻します、だ
か呼び戻すことのないように出動に
当つては慎重を期しますという答弁が
ございましたけれども、過去の歴史は
これはなかなか一ぺん出動をしてし
まったら、そして出動したらこれは
まあ撃ち合ひをやると言いますか、戦
闘行為は事実上始まるでしよう。そこ
で国際法規がどういふふうによつて
ますかといふ問題は、今多少論議し
かりました。これは別の機会にいた
します。機会にいたしますが、ある
は国防会議に諮りました。総理
があるいは国会の承認を事後というこ
とで出動を命ずることができるとい
ふことになると、これはやはり行政
で、政府の責任者としての総理が防
衛自衛隊の出動を命ずると、こういう
ことになりませんが、それでは過去の失
敗を私は防ぐわけには参らぬと思つ
ます。

そこでこれらの問題について憲法と
いうか制度上の点を論議をしておりま
す。これは自衛隊の出動その他につ
いては、これは国会の先決事項と申し
ます。国会で定める以外には防衛出
動をすべきではないといふことは有力
なる意見がございしますが、総理はま
すでにできておる法律だから云々と

おっしゃるかもしれませんが、総理で
すから総理に危険のあるようなさうい
う条文を直して、防衛出動は国会の承
認がなければ絶対に出ない、こうい
うことに改むべきではないかと思つ
ますが、前の方の議論は省略をいたし
まして、総理の所見を承わりたいと思
うのであります。

○国務大臣(鳩山一郎君) 国会を召集
して間に合うような場合においてはも
ちろん召集をして国会の承認を得た上
で防衛出動を命じます。けれどもさ
ういふふうな点のない場合も想像し
得るのであります。それから、さうい
ふ場合においては事後に直ちに国会の承認
を得るといふだけで十分だ。決して以
前のような国民の同意なくして出動が
できるというふうなことはあり得ない
と思つます。現在は統帥権の独立とい
うようなことはないのであります。か
ら、軍事が政治に優先するといふや
うなことはもうあり得ないと私は思
っております。

○吉田法晴君 大へんまあその辺
です。まづ、実際に自衛隊の中で旧
政府軍人と申しますか、士官と申し
ますか、それがだんだん成長をして、こ
のシビル・コントロールという点
が、文民優先、最近では文民優先とい
われないで政治優先と言ひます。それ
も、そういう点が崩れつつあること
を私も心配をしております。それ
から出動する場合について心配
をするような私は指摘をいたしましたよ
うなやっぱ危険性が残つておる。あ
るいはこの防衛力の漸増についても何
の、とにかく限度もないのです。初め
いて全然構想はございませんかと、ま

うものは立ちおくれるであらう、こう見ておりますが、総理はそういうような質問に對しては、健康の点もありましようが、しかし私は健康も自信を持ていいと、こう考えますが、どうお考えになりますか、承りたいと思ひます。

○國務大臣(鳩山一郎君) 河野君が歸つてこられましてよく事情を聞きまして、その工合によりましてソ連に行つてくることも辞するわけではございません。中共に對しては、まだ國民政府の關係があるのですから、中共に行くようなことについてはまだ決意はしておりませんけれども、場合によりましては、予算委員会において私が言明した通り、周恩来に會うということをおえて逃げるわけは一つもないと思ひ思つております。

○田畑金光君 河野さんの報告、あるいは話し合の経過いかんによつては、総理みずからソ連に出かけて行くだけの氣魄を持つておられるわけですね。先ほど總理のお話を、御答弁を承りますと、中共との關係も台灣政權との關係があつて制約もあるが、しかしできるだけ外交の正常化の方向に努力を進めていきたいという總理の言明であります。一つの例を申し上げますと、最近政府におかれては中共への渡航制限を決定されているわけでありまして、次官會議において、あるいはまた閣議においてもそうだと思いますが、要するに政治目的で行くようなことは認めない。政治目的とは何か、まことにこれはばうばうとしておると考えるわけですね。おそれる政府の認定によるものと思ひますが、その認定も政治的な立場に立つ認定であります、勢い中

共への渡航を大きく制限されるであらうと考えるわけですね。御承知のように、今日の外交というものは単に一国の大使公使と相手方の大使公使の話し合ひではないと思ひます。むしろ國民外交の時代であらう、こう見ておられるのです。たとえば中共抑留者の引き揚げの問題にいたしまして、結局は赤十字社がお互いに話し合つて促進して解決して今日に至つておる、こういうことを見て参りましたとき、これは外交の正常化、あるいは仲よくしていくということとはむしろ民間人が、あるいは各種の団体の代表が中国のそれぞれの団体あるいは経済界あるいは経済の代表者、こういう人々と話し合ひを進めていくところに外交正常化の具体的な努力があるかと考えるわけですね。この点に關しまして最近政府の言明は、總理の先ほどお話しになりました中共との關係を緊密にしていこうとするこの方針と食い違ひを示しておると考えますが、總理、どういふようにお考えになりますか。

○國務大臣(鳩山一郎君) 私は中共との政治的の關係、つまり中共を承認するか、外交を正常化するかということ、國民政府との關係上非常にめんどろだから、とにかく中共とは貿易關係からだんだんと親善關係を結ぶようにしたい、こういうことを申ししたのであります。貿易關係については政府としてはできるだけの努力をしておる。今日も閣議において石橋君からの話がありまして、できるだけ見本市に對して政府としても援助をしてみたいといふような話があつたのであります。

それから渡航の問題は、今、田畑君がおっしゃいました渡航の問題は、閣議の問題になつたことではないのでありますけれども、渡航の問題については外務大臣、法務大臣とが協議をいたしまして、そして旅券法の規定においてやつておるのであります。あなたから外務大臣あるいは法務大臣にお聞きになれば、この問題はもっと詳細に知つておると思ひます。

○田畑金光君 閣議の決定でなくとも、外務大臣や法務大臣が旅券法に基いて政治的な目的で渡ることについては制限を加える、こうなつて参りますと、鳩山さんのお話になりましたように、中共との外交正常化という、これからの私たちの目的から見ますと、相反するのではなからうか。いやしくも總理が閣僚の外交交渉の中に、あるいは旅券法をたてにして法務大臣がそういうような制限を加えるということ、は、もう少し高い立場から見るとどうあるかはお考えなさるか。この点を私は總理としての見解を承りたいわけですね。それからもう一つ今の御答弁の中で貿易關係、經濟關係の交流を進める、こうお話しになっておりましたが、たしか五月三日と思ひますが、昨年中中共と日本との間に協定された第三次貿易協定でありますか、第三次貿易協定は五月三日にたしか期限が切れることになつてゐるはずですね。あの第三次貿易協定を結ぶ際にも、總理はできるだけの援助をはかりましたと昨年の約束されておるのです。通商代表部の設置等についても実現できておるわけですか。どの程度總理はあの協定について、あの協定が実行できるように關係關係を督促し促進されたかどうか

というこの問題です、どうでしょう。か。

○國務大臣(鳩山一郎君) 見本市をお互いに開くことについて政府としてはできるだけ努力したつもりでございます。

○田畑金光君 通商代表部の設置です、どうですか。

○國務大臣(鳩山一郎君) 政府としてはできるだけのことを行つたつもりでございます。

○田畑金光君 実現していないじゃないですか。

○國務大臣(鳩山一郎君) 何が実現しませんでしたか。

○田畑金光君 通商代表部を設置するといふようなことが、昨年總理はあの日中の貿易協定締結の際に約束をされておる。国会においてもそれを尊重するといふことを言明されておる。それは実現を見ていないわけでありまして、〔理事宮田重文君退席、委員長着席〕

ことにまた日中の貿易を促進するためにはいわゆる禁輸制限品目の解除等をアメリカに強く要求しなければならぬ。もうすでに、とうにそれはできなければならぬ段階に来ておるのだが、やはり禁輸品目の下に鉄鋼品とか、あるいは船舶とかこういうような向うで最も欲するものなものは輸出ができません。そこに協定はできても予定された半分も目標が達成されてない、こういう結果になつてゐると思ひます。この点について總理はどうお考えであるか。ことにまた今御答弁がなかつたわけですが、渡航制限について、これは一外務大臣や一法務大臣の問題ではない、政府の問題としてどう考えられ

るか、これを承つておるわけですね。

○國務大臣(鳩山一郎君) 禁輸品目について、アメリカに對しても國連に對しても、できるだけ努力をいたしまして、多少緩和せられることと思ひます。旅券法の問題は外務大臣、法務大臣は旅券法を適正に運用しておるものと私は考へております。

○田畑金光君 私はまだ總理にこの点を追求しても具体的な答弁を期待できないと思ひますからやめますけれども、もう少し總理がほんとうにソ連との外交の調整あるいは中共との外交關係をより緊密化して行こう、こういう熱意をもつておるならば、もう少し關係關係を督促されて、具体的に話が進んで行く成果が上るような努力を望みたいと思ひます。そこで私はこういうような國際的な動きを見て参りましたとき、日本の外交あるいは貿易問題等についても当然もう少し反省を加えてもよろしいのではなからうか、こう考えるわけですね。たとえてみますと、今日の第二次世界大戰後にできました、あるいは独立を獲得いたしました西南アジアの動きを見ました場合に、独自の立場で植民地主義に反對し、民族獨立運動という旗じるしのもとに進んでゐるわけですね。たとえば、四月十日にセイロンに選挙が行われましたが、總理御自身よく御承知のように、従来の西歐的な政府が、与党が破れて、統一野党が勝利を占めた、この統一野党の旗じるしは、植民地主義反對、あるいは外國資本についてこれを國家が管理をする、あるいは従来の西歐的な行き方に対して独自の中立的な外交を進めていこう、こういうような野党の旗じるしが、四月の十日のセイ

ロンの選挙で圧倒的な勝利を占めて内閣がかわつております。こういうような動きを見たとき、私は、日本の今までとつて参りました外交についても、防衛の点についても、当然何らかの反応があつてしかるべきだと考えるものであります。今、国防会議の構成法案の問題について審議が進められておりますが、この法律の性格を見ましても、あるいはつい十六日に参議院を通りました憲法調査会法案を見ましても、この憲法改正のねらい等を見ましても、いずれも本格的な再軍備を目ざしていることは周知の事実であります。防衛六カ年計画によつて、昭和三十五年の日本の自衛力の目標というものはすでに明らかになつております。そのような昭和三十五年の目標を見ましても、すでに、日本の今日の国民経済から見ますと必要以上のものを持つておる。あなたのお話のように国力相応ではない、不相応の力を備えようとしておる。防衛費は国民所得の二割強と言われておりますが、昭和三十五年度には二千五百十億を予定しております。二・二割じゃありません、三割をもうしております。防衛六カ年計画を見ましたとき、そういうふうに考へてみましたとき、私は鳩山総理に伺いたいが、すでに連との国防調整も目の前に迫つてきておる。これについて中共との関係も是正しなくちゃならぬ。そうして日本のいわゆる仮想敵国としての大陸における共産主義諸国とも世界の大勢に際して日本も国防関係を樹立しなければならぬ。こういう情勢を目の前にいたしましたとき、私は当然日本の国防の問題、防衛の問題等についても新たな角

度で検討を加へなければならぬ、こういう段階にきておると考えますが、この点、総理はどう判断、あるいは認識されておりますか、伺いたいと思ひます。

○国務大臣(鳩山一郎君) 私、世界の情勢については常に注意をしております。世界の情勢を見ましても、自衛力を持つたということは今日においてはますます必要だということを痛感しております。今あなたがおっしゃいました数字は、実際にいへばほんとうの数字とはかけ離れておると思ひます。先刻申しましたように、日本の国力に沿つての自衛力以上に日本の軍備をする気持は少しもございせん。海外派兵などは考へておらず、侵略の軍隊を作るというふうなことは全然考へておるわけではないのです。

○田畑金光君 私は侵略を考へておるとか、あるいは海外派兵をゆくゆくはやるであらう、そういうことを総理と論争しようとは考へておりません。そのような問題は一応保留いたしまして、憲法改正をやつて、国防会議を設けて本格的な軍備をやろうという政府の御方針であります。このことは、私は国内的な諸般の条件からいたしましても、ましてや、今日の国際的な動きをわれわれが見ましたときに、当然何らかの反省と申しますか、修正を加えてしかるべきであらうと信じておるわけですが、この点は総理はどのように考へておられるのかどうか、これを承つておるわけです。

○国務大臣(鳩山一郎君) あなたのようないふ見解を持っております。大事な○吉田法晴君 ちょっと関連。大事な鳩山首相の方針について田畑君から御

質問を申し上げておると思ひますので、多少違つた表現をもつて鳩山首相にお尋ねをする。私どもは、憲法改正や国防会議の構成あるいは教育委員会の公選制の廃止、あるいは教科書法案、その他反動化の方向を鳩山内閣が出しておられる。ところが、他面において、あるいは選挙の際言われた進歩的なところ、あるいは平和外交といった進歩的なところ、あるいは国際情勢に際しては方向もあつておられる。この二つの方向は、鳩山内閣における大きな矛盾した方向だと思ふ。

しかもその反動化の点について、これは別な機会でありませうけれども、あるいは矢内原東大総長、別の機会に南原前東大総長も言われておりましたが、反革命だということもお話しになりました。あるいはやみ軍隊をだんだん公然たる軍隊にしていく、あるいは防衛出動ができるようになる云々という点で、第一次大戦後のドイツの二の舞を踏むのではないか、こういう心配を、これは国民の良識がいたしておる。これはどのようになつておるのか、これはどのようになつておるのか、これは国民の良心、国民の良識がその点を心配しておることは、これはいふことができない事実であります。鳩山首相は、あるいは民衆政治家と言いますか、そういう点は、親しまれる政治家としておられることは私どもも否定をいたしません。あるいは時機を見るに敏であるという点も私どもも信じます。ところが、私最近日本の失敗の過去の歴史を若干ひもといておられます間に、国会において国体明徴決議がなされた当時のことを読みました。残念でありますけれども、当時鳩山総理も——そのときは総

理ではございせんけれども、満洲事変後のあの美濃部先生の天皇機関説に對して、国体を明徴にしなければならぬということ、わずかな民主主義をじゅうりんして戦争体制を整えて参りぬという時期に、やっぱ鳩山首相もそのとき、個人としてでありますけれども、押し流されておられる。あるいはやっぱ賛成をしておられる。そこで鳩山総理が、この重大な段階に日本の失敗を再び繰り返さないために、その持つておられます時代を察する能力を反動化への道に、あるいは日本が再び失敗を繰り返す道に力を入れたるのだから、日本が再び失敗を繰り返さないために、あるいは憲法その他で決意をいたしました平和外交の方針に従つて、あるいは国際的な共存の方向に従つて、国の政治を推進して下さることを期待しておる。少くとも選挙において期待をしておるものであります。当面を待たしておられます憲法改正あるいは国防会議、あるいは防衛出動、本格的な再軍備、あるいは戦争への危険性をもその戦争は、これは原水爆の使用を伴います戦争の危険性に国を押しやられるか、それともそれをむしろ阻止して平和共存の方向に押し進めになりまして重大な段階でありますと思ひます。ただ、田畑君の質問に関連してはございませうけれども、鳩山総理の決意を一つ伺いたいと思ひます。

○国務大臣(鳩山一郎君) 私は外交方針としては、平和外交を第一義の基本政策と考へております。どうかして戦争を避けた。戦争を避けるための第一目的として外交政策をやつておるつもりであります。従つて日本の憲法改正あるいは国防会議法の制定あるいは

は教育の改正等も、これは決して、再軍備という大きな名前をつけられてお話しがあらうとしたが、再軍備の目的を達するためというふうな復古主義の考へ方でもやつておる次第ではございせん。どうかして国際平和、世界の第三次大戦のないようにするよう、すべての政策をそこに集中してやつていきたいと思つておるのであります。つまり平和主義としての外交、中立の外交政策と同時に、自衛隊を作るのもまた平和主義の外交政策を支持する一助ともなつておると思つておるのであります。これは戦争によつて不当なる目的の達成をはかるというふうなことは、全然私の頭には去来しておらないのであります。

○田畑金光君 総理に重ねてお尋ねいたしますが、国防会議の諮問事項の第一にあげられておるものが国防の基本方針、こういうことではあります。これに関連して私にお尋ねしたいことは、現在の日本の国防というものが、要するにサンフランシスコ講和条約体制の中に置かれておる。日米安保条約、日米行政協定によつて日米共同防衛の名において日本の防衛問題が取り扱われておる。すなわち地域的な集団的な安全保障体制の中にあるものとみるわけでありませう。先ほどの吉田君の質問に対するお答えの中には、日本政府としては今後ともSEATOに加盟しようとは考へない、あるいはまたNEATOの結成等に参加する気持もない、こういうお話しがあらうとしたが、そういう方針というものは、日米共同防衛の基本的な線をどこまでも維持してい

こうとする考えであるのか。ことにわれわれとして考えられることは、あの大陸における一九五一年の中ソ友好同盟条約、これが日本あるいは日本と結ぶ国を仮想敵国にしておるわけであり、中ソ友好同盟条約あるいは日ソの国交調整が実を結び、中ソとの友好関係も確立をする、そうなる中ソ友好同盟条約が破棄された、これが解消された、こういうような新しいアジアの情勢が生じた場合、一体その節日本政府としてはなお日米安保条約のワタシの中で防衛問題を考える、あるいは国防の基本方針を維持していこうとする考えであるのか、これについて鳩山総理の見解を承わりたいと思います。

○国務大臣(鳩山一郎君) どうもあなたの方の御質問を伺っていますと、私と理想においては少しも差っていないようなのです。平和主義を尊重して隣国と平和関係を強化していきたい、私もそう思っているのです。日ソの関係も調整し、中ソとの関係も調整して、できるだけ親密なる度を増していきたいという考え方は持っておるのです。ただそれにはやはり日ソの問題は大体だんだんとこう国交の正常化が近づいてきたような気分になりましたけれども、中ソとは国民政府があるものからして、なかなか順を追ってやっていかなければむずかしい。かえってそれによって東洋の平和を害するようになっている大へんだと思っておるわけであり、中ソの友好同盟ではなくて、日中の友好同盟などできる方が余ほどありがたいので、まだそこまでいかないわけですから、もう少し時日をかしていただきたい。

○田畑金光君 平和主義とかそういうような点に、平和外交等については、総理はわれわれと今同じ考え方で、まことにこれはわれわれもけっこうなことだと思ふのです。ただししかし平和主義という言葉の上の平和外交であつては無意味だと思ふのです。御承知のようには、今日の世界的な危機を、あるいは危機的な空気を、雰囲気をもたしておるのは、これは軍事プロットの問題だと思ふのです。たとえば中東地域が非常に今日の世界において凶悪な空気をはらんでおる、こう言われておりますが、あの中東の凶悪な空気の一つの源はバグダッド条約だと思ふのです。あるいはまた東南アジアのこのSEATOの条約、これが東南アジアの中立的な国々を刺激し、ましてやソ連や中共を刺激しておることも総理御承知の通りであります。そこで私たちとしては、このように世界が平和の方向に苦悶しながらも一歩一歩進んでおるといふ現実を見たとき、また日本を中心とするアジアの共産圏の国々とも国交回復が次々に打開されて参りました場合には、当然その場合には、これは中ソ友好同盟条約のような一つの――これも軍事的なプロットと思ふのです。こういう軍事的なプロットがもし海のかなたで解消された、こういうことになって参りますと、当然今度は日本は日米安保条約というこのような軍事プロットの中にいつまでも立てこもっておるのか。そういうアジアや中東の動きを私たちは教訓とみたときに、平和外交を進め、話し合いの外交を求めるといふならば、軍事的なプロット等は努めて避けていくというものが日本の今後の外交の方だと思ふのですが、この点について鳩山総理は将

来の御方針はどう考えておるか、それを私は承わっておるのです。

○国務大臣(鳩山一郎君) 将来の方針としては平和外交政策の貫徹にありま。常にそうなのです。平和主義なのであります。けれども世界の平和を維持するに独立国をなす国はどの国でも自衛のための軍隊は持つておるのでありまして、それがかえつて世界の平和を助成するゆえんになるのであります。自衛軍を持つてきて、そこに波瀾のないようにあらかじめ備えていくという必要があると私は考えております。

○田畑金光君 私のお尋ねしていることはあるいは総理としては答えにくいものかもしれませんが、もし新しい情勢が出てきて、中ソ友好同盟条約等が破棄された、なくなった、こういうことになって参りますと、日本の外交等についても、防衛問題等についても、新たな見地に立つて再検討すべきであると考えますが、これだけのゆとりのある考え方を総理はお持ちであるかどうか、これだけでよろしい、この点についてどう考えられますか。

○国務大臣(鳩山一郎君) 国際関係が変更いたしましたして、戦争の危機のないう時代になりましたならば、日本の政情も変つてこなければならぬと私は思ひます。

○田畑金光君 その当然参つてくるということは、日本の国防方針の基本的な進め方であり根底である日米安保条約体制等についても検討すべきものであると、こういうお考えでありますかどうか。

○国務大臣(鳩山一郎君) 戦争の危機が絶対ないという状態に立つたならば、日本はほんとうに最小限度の自衛軍を持ちさえすれば十分だと私は思ひます。

○田畑金光君 だから、そういうふうな事態がきた場合には、日本は最小限の自衛軍を持つて、国際的な情勢も平和的な空気が高まつてきた、そうなる場合には、日本の国防方針、防衛あるいは外交、この進め方は、日米安保条約体制からさらに一歩前進した形をとるべきである、これだけのお考えをお持ちなさるかどうか、このことでは。

○国務大臣(鳩山一郎君) 国際情勢が全く変化した場合に、現状通りで進まねばならぬというような考え方はしておりません。

○吉田法晴君 関連。田畑君が聞いておるのは、そういう先の先じやなくつて、日ソ国交が回復するのは時期の問題でしょうが、そうすると対ソ関係というものは変るじやないか、従つて中ソ友好同盟条約について変更があれば、安保条約というものについても廃棄なり検討をする考えがあるかどうか、こういうことを聞いておるので

○国務大臣(鳩山一郎君) 簡単に世の中のことを考えるわけに参りません。原爆の製造も禁止し、水爆の製造も禁止する、ほんとうの意味の軍縮に着手したというふうな世の中ができた場合において、日本ひとり軍備の増強に熱中するといふことはあり得ないと思ひます。軍縮問題というものは、今や世界の問題になつておるのであります。ところが、軍縮問題は世界の問題

となつておるけれども、軍縮を実行している国はまだ一つもないのでありますから、日ソ国交調整ができたからといって、すぐ戦争が世界の上から消え去つたという認定を早急にするわけには参らないと私は思ふのです。よく国際情勢をきわめて、絶対に戦争がないというふうな情勢が形成したされたならば、日本としても考えなければならぬ、こう思ふのです。

○委員長(青木一男君) 簡単に願ひます。

○吉田法晴君 安保条約の再検討ということについてもまだ考えはないわけですか。これは日本の防衛とか何とかいうことじやなく、安保条約というものについて考えらるべきじやないかという点をお尋ねしたわけなんです。

○国務大臣(鳩山一郎君) 安保条約や行政協定については、検討すべき点があると思つております。

○堀真琴君 鳩山総理もお疲れであります。私が、私はこの国会議の構成等に関する法律案について、若干の点について質問いたしたいと思ふので

まず第一には憲法上からの問題であります。その一つは、先ほど吉田委員から質問がありましたが、自衛権と交戦権との関係に関する問題であります。日本の憲法第九条の規定は、御承知のように日本が侵略戦争をやる、それに対する反省から、もちろん侵略戦争はやらぬ、またそのための手段として陸海空軍を持たない、自衛の名前においても戦争はやらぬ、そのために第二項のおしまひの方に交戦権を持たないという規定を私はこの憲法が設けたものと見なければならぬと思ひま

す。

す。

す。先ほどの吉田委員の質問に対して、これは法制局長官であつたかと思ひますが、自衛権と交戦権との関係に關しまして、自衛隊がどういふ性格を持つて、どういふ行動をとるかといふことは交戦権とは關係がない。交戦権は、戦時國際法上の交戦団体なりあるいは國家なりとして持つ權利あるいはその義務をいう。その例として、中立國に対する交戦國としての、あるいは交戦団体も含めての、たとえば船舶の拿捕等の問題がつまり交戦権の問題として扱われるべきである。こういう説明が法制局長官からあつたのです。これに對して鳩山首相からは別に御答弁がなかつた。われわれも獨立をした國家であるからには自衛をすべきだと思ひます。ただし、その自衛の手段はいわゆる軍隊といふことに限るものではないと思ひます。鳩山首相は、かねがね平和主義を主張されておる。今までの各委員の質問に對しても、その外交方針はあくまでも平和主義をもつて通される、こういう御答弁を繰り返して述べられてゐる。ところが、またこれも吉田委員だつたか、ほかの委員だつたか、ちよつと忘れましたが、自衛力を持つことが國際平和に寄与するゆゑである、自衛の軍隊を持つことが、國際平和をもたらしものである、こういう答弁をされた。それに対して委員の方から重ねて質問がありました。それは力の外交ではないか、こういう質問に對しまして、あなたは、表現は違ふかもしれない、しかし、侵略國に對してこれに對するだけの力を持つてゐることが、平和に貢獻するものである、こういう御答弁をされてゐるわけ

す。先ほどの吉田委員の質問に對して、これは法制局長官であつたかと思ひますが、自衛隊がどういふ性格を持つて、どういふ行動をとるかといふことは交戦権とは關係がない。交戦権は、戦時國際法上の交戦団体なりあるいは國家なりとして持つ權利あるいはその義務をいう。その例として、中立國に対する交戦國としての、あるいは交戦団体も含めての、たとえば船舶の拿捕等の問題がつまり交戦権の問題として扱われるべきである。こういう説明が法制局長官からあつたのです。これに對して鳩山首相からは別に御答弁がなかつた。われわれも獨立をした國家であるからには自衛をすべきだと思ひます。ただし、その自衛の手段はいわゆる軍隊といふことに限るものではないと思ひます。鳩山首相は、かねがね平和主義を主張されておる。今までの各委員の質問に對しても、その外交方針はあくまでも平和主義をもつて通される、こういう御答弁を繰り返して述べられてゐる。ところが、またこれも吉田委員だつたか、ほかの委員だつたか、ちよつと忘れましたが、自衛力を持つことが國際平和に寄与するゆゑである、自衛の軍隊を持つことが、國際平和をもたらしものである、こういう答弁をされた。それに対して委員の方から重ねて質問がありました。それは力の外交ではないか、こういう質問に對しまして、あなたは、表現は違ふかもしれない、しかし、侵略國に對してこれに對するだけの力を持つてゐることが、平和に貢獻するものである、こういう御答弁をされてゐるわけ

との問題に關連するし、またただいま田畑委員並びに吉田委員から、現在の國際情勢の認識の問題にも私は關連するものだと思う。そこで私は、自衛権と交戦権との關係の問題、自衛権の行使の範圍、その内容、それから交戦権を放棄した日本の戦時國際法上の地位、こういうものについて鳩山さんの御意見と、それからそれに續いて法制局長官のものと詳しい御説明をお願いしたいと思ふ。

○國務大臣(鳩山一郎君) 私は自衛権を認めるということは、憲法九条には違反はない、しかし交戦権を認めないといふ明瞭に書いてある、放棄すると書いてあるのですから、交戦権を認めるわけにはいかないと思ひます。ですから自衛の範圍においてのみ、日本は日本の國を守り得るというふうな説明をする以外に道はないと考えてゐるものであります。詳細のことは法制局長官から法理的に説明をいたします。

○政府委員(林修三君) これは先ほどの御質問でございますが、自衛権は、これはもう御説明するまでもないことと思ひますが、日本の今の憲法の解釈としての自衛権、これは急迫あるいは不正な侵害に對して自國を守る、そういう權利だと思ふわけであります。自衛権という權利の内容といたしまして、外國から急迫あるいは不正な侵害がある、それを防ぐには必要限度において行はれる、かように考えるわけでございます。しかしその方法といたしましては、その侵害のやり方いかんによつては、こちらとしてもその侵害を食いとめるという方法において武力を使うといふことも、これは私自衛権の

内容として認められる、かように考えるわけでありませう。それから交戦権は、先ほど御説明したわけでございますが、憲法九条第二項において交戦権は認めないといふております。場合の交戦権、これは一切の武力を使つてはいけない、そういう意味であるとは普通には解釈されておらない。(「違ふ違ふ」と呼ぶ者あり) 先ほどから申し上げました通り、交戦國が持つ國際法上の權利の集積である、かように解釈しておるわけでありませう。その内容といたしましては、代表的なものをあげれば、中立國の船舶に對する拿捕あるいは占領地行政、こういうものがその中に含まれる、かように考えるわけでありませう。従ひまして、この憲法が交戦権を認めないといふておるからといふて、自衛権の行使の方法として、自衛権の内容として含まれる範圍において自衛力を行はせる、これは私は交戦権を放棄したこととは關係ない、かように考えるわけでありませう。

○堀江琴君 ただいまの法制局長官の御答弁であります。戦時國際法上の交戦國が持つべき權利、それはたとへば中立國の船舶の拿捕等であり、自衛のために行動するものはそれには含まれないといふお話でありませう、私はそうではないと思ふ。交戦権としてやはり交戦國なり交戦団体なりが戰闘行為を行ふ、その戰闘行為に、たとへばすべての軍人軍属に對して殲滅的な打撃を与えることもできるわけであらう。たゞし軍人軍属以外の良民に對しては、市民に對してはこれを行なつてはいかぬといふ義務も當然伴つてくるわけでありませう。あるいはまた戰闘行為を行う武器

にもいろいろ今までの、たとえばジュネーヴ議定書等によつてその制限があるわけであらう。そういうものを含めて戰時國際法上の權利と義務が構成されてくる。つまり戰闘行為そのものに伴う權利と義務とが當然あるわけであらう。単に中立國の船舶に對して拿捕する、拿捕するといつても、これもたとえば武器を積んでおる、敵國の軍人をその中に乗船せしめておるというふうな事実のない場合、これを拿捕することは戰時國際法が禁止してゐるわけであらう。もちろん戰時國際法は中立國に對して審檢をする權利は与えておる。そういう權利を与えておるが、同時にまたこれに對して義務も与えておる。要するに私は交戦権といふのは、戰闘行為を行ふに對して交戦國があるいは交戦團體が戰時國際法にのつてやらなければならぬ、それにのつてやらなければならぬ權利なり義務なりといふものがそれによつて規定されておるものだとする。先ほど捕虜の問題等について、これは交戦権に含まれていない、こういうお話でありましたが、捕虜に對する待遇あるいは処置等の問題もやはり戰時國際法にのつて規定されてゐる範圍があると思ふのです。そういう戰時行為であるいは敵對行為を行うに對して正当とされ、あるいは不当とされることが集約的に表現されて、ここに交戦権といふ名前になつたんだらうと思ふ。単にただその文字通りに解釈すべきものではない。従つて戰時國際法を構成するジュネーヴの陸戰法規の規定なりあるいはその他の諸戰時法規といふものがその中に含まれてゐるも

のだと、こう解釈すべきだと思ひますが、その点はいかがですか。

○政府委員(林修三君) これは先ほどから説明しております通りに、交戦権といふのは私どもが理解する範圍においては、個々の戰闘をする行為自身を抑えたものではなくて、交戦國が國際法上戰時において認められてゐる權利を總合してゐるものだと思うわけでありませう。その内容といたしましては、敵國を城下の盟をさせるということまで追い詰める、そのところまで含む、國際法上禁止されておらない範圍においてあらゆる力を行はせる權利を含むものと思ひます。その内容といたしまして、先ほど特徴のあるものとして申し上げましたのは、第三國の船舶を拿捕する權利あるいは占領地行政を行ふ權利といふもの(「そればかりじゃない」と呼ぶ者あり) 適例として含まれるわけでありませう。一方自衛権といふ問題があります。自衛権といふのは、先ほどから御説明いたしました通りに、不正なる侵害に對して自國を守る權利、それを守るに必要な範圍においてこの行使が認められておる權利だと思ひます。その守る範圍においては武力を行はせることは、憲法九条第二項により交戦権を認めないといふことは私は別問題だ、かように言つておるわけでありませう。(「三百代言」と呼ぶ者あり) 個々の武力を行はせるということも、自衛権の範圍内においてはこれは私は認められることだ、かように解釈すべきものと考えておるわけでございます。それからジュネーヴ條約の適用問題でございますが、これは國際法の關係でございますが、むしろ國際法上の、おのおの交戦を、あ

るいは戦闘行為を行う場合においてのお互いの当事者が国際法上守るべき義務でありまして、私は交戦権の内容とはならない、かように先ほど申しただけでございます。

○堀眞琴君 私は自衛権の問題についても実は質問したいんですが、時間がありませんから、ただ自衛権というのが結局フランス革命の中から生まれてきたんだということ、それからその自衛権というものは——自衛権といえるかどうか、国家がみずから守るといふことは、これは後の法理的な解釈では、個人の正当防衛などに対してこれは解釈されるようになっていくが、そうではないんだということについて、交戦権との関係でもう少し質問したいんですが、きょうは時間がありませんから、これはあとで法制局長官ともう少し論争ではない、質問をいたしてみたいと思います。

それから現在の憲法は自衛のことをおっしゃる通り少しも規定していません。不正急迫の侵害があった場合にはあらゆる手段を尽してやるべきでありまして、交戦権との関連では私は制限がある、こう思う。戦力を持たない、こう規定した部分が、私は交戦権との関連においてこれは重要な規定だと思ふ。すべての戦力という言葉の中には、陸軍、海軍、空軍だけでなく、その他たとえば防衛産業等の問題も含められるというのが私は一般的な解釈だと見ることができると思ふのですが、国防会議の方では防衛計画であるとか、あるいは防衛計画に関連する産業等も規制するのであるというふうな任務をここにうたっております。防衛計画ももちろんであります、特

に防衛産業の、防衛に関する産業の規制ということになりますという、自由な産業の発達ということがここで阻害されてくる。そういう面から私は憲法上国防会議を設けるということとは違ふではないかという疑問が起つてくるわけでありまして、それらの問題に関してこれは鳩山首相に御所見を伺っておきたいと思ふ。

○国務大臣(鳩山一郎君) 防衛庁設置法四十三条によりまして国防会議を設けることになったんであります、この法案は同法第四十三条に基づいてその構成等を定めんとするものであります。防衛庁設置法は、(一)開えんですな」と呼ぶ者あり)防衛庁設置法は、一昨年の国会において慎重審議の上制定されたものでありまして、違憲とは考へておりません。

○堀眞琴君 これも何度か鳩山さんの御答弁は繰り返されていくわけでありまして、その点の問題の究明は非常に重要であります、時間がありませんから、これも後の質問に譲りたいと思ふ。

一体国防会議が設けられ、そうしてそこで防衛計画が作られる。ところがその防衛計画は一体日本の独自のものがそこで作られるだろうかということ、私の疑問にたえないところ、日本現在の地上軍十八万といわれる防衛計画の最終年度における兵力も、日本の独自の立場においてこれが決定されていくのではないことは、たとえば一昨年の池田・ローバートソンの会談の模様から見ても明らかです。昨年の重光・ダレス会談に見ましても、この日本の防衛計画の具体的な内容に關しましては、日本の独自の立場においてこ

れが作られているものではないという工合に考えられるのであります、あなたはその国力に相応した日本の防衛計画を作るのだという今までお答えになつてきているが、その国力に相応した防衛計画というものは日本の独自の防衛計画であるのかどうか。今日までの経過から見ればむしろそうではなくて、アメリカの要請に基づく、あるいはアメリカの極東防衛の一環としての防衛計画ではないかという点であります、この点に關して首相の御答弁をお願いしたい。

○国務大臣(鳩山一郎君) 日米安保条約がありまして、その結果生まれてきたものでありますから、アメリカと協議はいたします。アメリカとは協議はいたしますけれども、自主的のものであるということには間違ひはないと思ふ。つまり日本独力でやるわけではなく、協議をしてやる、しかし自主的のものではあるというわけでありまして。

○堀眞琴君 大体わかったのですが、もう一、二点質問をすることを許していただきます。

○委員(青木一男君) 簡単にどうぞ。

○堀眞琴君 日本の防衛計画がどの程度に達成された場合にアメリカ軍が撤退するか、その時期、あるいは撤退後の日米関係等について鳩山さんの御答弁をお願いしたいと思います。

○国務大臣(鳩山一郎君) まあ自衛力が相当程度に充実に参りましたならば、アメリカとの協力というものは減つては参りましようが、けれども、そのアメリカ軍の要請する協力の範囲というものは減りまして、いつアメ

リカ軍の撤退ができるかということ、は、そのときの問題で、その時その時に決定するより道がない、かように考へております。船田長官からその点間違ひのないように……

○国務大臣(船田中君) これもたびたび申し上げておることでございまして、防衛庁の試案として持っております長期防衛計画、すなわち昭和三十五年において陸上十八万云々というこの自衛体制が整備されますれば、米軍撤退の基礎はできることになりまして、しかし現実には米軍が撤退すること、これは国際情勢にもよること、ございまして、日米の両国政府の合意によつて米軍が撤退することになります、が、その時期は今日明言するわけにはいきません。

○堀眞琴君 もう一点、安保条約の改訂の問題が昨年も重光・ダレス会談で話題に上つております。その具体的な内容についてはわれわれは新聞の記事によつてこれを知ることができる程度に話し合ひが行われたかは存じませんが、しかし日米安保条約のような条約が外国にはないわけ、アメリカでは今日世界に百幾つの飛行場を持つております。また軍隊もそれぞれそこに駐留させている。一番多い飛行場があるのはイギリスであります。日本と西ドイツがその次であり、フランスがその次であるという順序になっておりますが、イギリスでもフランスでも日本のような安保条約ができておられないわけでありまして、で、あの安保条約によれば、日本にアメリカが欲するならば、あるいは極東防衛上必要であると考へるならば、いつまでも軍隊を駐留することができると、日本の飛行場を

利用することができることになっておる。またその飛行場をどこに作られるも、アメリカとしては自由になし得る、こういうことになっておるわけ、ところが外国の場合を見ますと、軍事協定が結ばれても、イギリスにしましてもフランスにしましても、あるいはスペインにしましても、そういうような任意にある特定の地域を指定してそこに軍事基地を作る、あるいはアメリカの軍隊を、アメリカが、もちろん日本には通報するでありましようが、任意に軍隊を駐留させる、あるいは撤退させるといふようなことをやっておるところはないと思ふ。これは要するに安保条約からきておることだろ

うと思ふ。外国に慣例のない、非常に片務的な、双務的ではない安保条約が結ばれて、これは安保条約が結ばれた時から問題になっておるところでありまして、この安保条約の改訂に關して政府としてはどういう意向を持ていられるか、それを最後に御ねし

○国務大臣(鳩山一郎君) 私は先刻どなたかの質問にお答えしたのであります、行政協定、安保条約は改正したい点がある。つまりアメリカから押しつけられたと言ふ言葉は悪いかもしれないが、とにかく少し片務的なところがありますから、そういうところは改正したいと思ひまして、きょうの発言をしたのであります。詳細な点は船田長官から答弁いたさせます。

○国務大臣(船田中君) これは堀委員が御承知の通り、日米安保条約におきまして、今お話しのようなことを予定いたしました、効力の終了について第四條の規定があるわけございま

す。すなわち、国連による安全保障の態勢が整うというようなことができるか、あるいは日本の兵力がもっと整備されて、そして日米両国間において米駐留軍の撤退について合意が成立する、こういうようなことになりませうか、この日米安保条約も効力の終了ということも考えられますけれども、その時期は今日直ちにいつであるということも予定することはちょっとできないと思います。先ほど来総理が御答弁になっておられますように、わが方としては、自衛体制を整備いたしまして、そして米駐留軍の撤退に備えるということがまず第一に実現しなければならぬこととございまして、そのために努力をいたしておるような次第でございます。

○江田三郎君 鳩山さんがまあ第一次の鳩山内閣で総理になられて、それからまあ今まで相当年限がたちました。が、一体この間の世界の情勢の移り変わりというところについてあなたはどういうような認識をしておられますか。まあ最近ソ連の方の百二十万の兵員の縮小というようなことが言われて、あるいはそれを受けて、たとえばきのうの新聞を見ても、イギリスのマクミラン蔵相が、イギリスの軍備を縮小して、軍費に充てたものを削って経済改革に充てなくちゃならぬ、こういうふうなことを言っておる。そのほか世界にいろいろな動きがあります。そういうふうな大きな動きと、縮小というのは、結局各国とも軍備を縮小して、戦争をしない方向へ行っているんだと私たちは思うのですが、総理は一体そういうことをどうお考えになりますか。

○国務大臣(鳩山一郎君) ジュネーヴの会議の始まりましたときには、第一流の政治家が集まりました。相説いたし、またときには、ジュネーヴ・スピリットとかいって、非常に世界の平和が近づいたような気がいたしました。その後次官級の人が集ったときには、またそれが少し逆戻りしたような気がいたします。しかしながら、各国とも世界大戦が始まれば困るという観念は、各国民がすべて持っている思想であります。原爆、水爆がますますソ連でもアメリカでもだんだんと発達して参りました。ですから、戦争があれば必ず破壊だ、必ず破壊だ、小さな原爆を落されるだけで一万の軍隊は壊滅してしまふ。そういうような時代には戦争はできないというふうな空気が非常にびまんして参りまして、いろいろな雑誌や著書にも、世界の戦争を回避したいというその熱望は各国民が持っているもの。ですから、世界大戦の始まらないように世界の人は努力しておると思うのです。ですから、私は世界大戦の空気が、一九五二、三年ごろに起るだろうといったような空気は、今日は吹き飛んだような感じがしております。それで、日本に本自衛隊の組織についても、日本に對する侵略についても、そういう点は大いに考慮はできると思っております。

○江田三郎君 各国とも戦争を避けなきやならぬという空気が強くなっております。そういうふうな空気を、先ほど来総理の御答へを聞いております。という、世界が軍備の縮小ができて、戦争の危機のない状態になることが望ましいというところを盛んに繰り返して言っておられた。私にはこの戦争の危機のない状態がくることを望むというだけではない、われわれ自身が積極的に戦争の危機のない状態を作り出す、その第一歩としては、世界のこの軍備縮小の大きな動きに先がけをつけて、私たち自身も軍備の拡充ではなしに、これを減らすというところに持つていくのでなくてはならぬと、こう思うのですが、そうお考えになりますか。

○国務大臣(鳩山一郎君) そこは考え方の非常にむずかしいところでありまして、まあチャーチルの言ったように、言うの少し極端かも知れませんが、戦争は、とにかくどっちかが戦争に勝つというものが明白であるならば戦争はあるかも知れないが、どっちが勝つかわからないところに戦争の回避があるのだというふうなことも言っております。すし、アメリカが優勢だから戦争がないというふうなことを言っておるものもあります。そういうふうなわけでありまして、力と平和というものが全く無関係だということはない。むしろ、やうな戦争の危険はありはしないかというふうな気分がいたします。日本としては、急迫不正の侵略に對して備える程度、また国力に沿う、国力の許すところの程度の自衛隊は持つていきたいという考え方をしておるわけでありませう。

○江田三郎君 先ほど総理もおっしゃったように、もし戦争が始まれば、何万の軍隊もこっぴになるのだ、世界の破壊になるのだということ

をあなた自身もお考えになっておるわけですか。そういうときに、一体最小限の自衛といたしたところで、この今の日本自衛隊というものがほんとうに役に立つものとお考えになりますか。

○国務大臣(鳩山一郎君) 私は世界の戦争というふうなものが起きた場合においては、そういうふうなものは大したものとは思いません。けれども、私どもやはりこの一つの独立国が自分の国を守る最小限度の自衛隊を持つて、いうことは、その国の平和を維持し、統一してそれが世界の平和を維持するゆえんであるとお考えられます。

○江田三郎君 そうしますと、あなたは世界の大きな戦争でなしに、日本を取り巻く局地戦争というものを考えられて、それに対する準備をしなげやならぬ、こういうことになりませうか。

○国務大臣(鳩山一郎君) そういうわけですね。

○江田三郎君 それじゃ具体的にねえませんが、今あなたの内閣は、河野さんがせつかくモスクワまで行かれて、日ソの国交の調整がや軌道に乗るうとしておる。先ほど来田畑君に對するあなたのお答へを聞きまして、私はこの問題に關する限りは鳩山総理は非常な決意をしておられると受け取りました。それから中国との関係も、今は国民政府との関係があるから即時国交の回復はできないけれども、貿易その他を通じて国交調整に踏み出すというところをおっしゃった。そういうことを考えていくと、一体ほんとうに日本に局地戦争の起るというふうな条件があるでしょうか。あるいは、あなたは李承晩というふうなことを問題にされるかも知れませんが、韓国のこと

を。しかし、もう韓国でも、今度の総選挙に現れたあの韓国の国民の動向というところを考えると、これはそういう局地戦争の方向の危険よりは話し合う条件の方がうんと生まれたと私たちは思うのですが、そういうことを考えたときに、私どもは、この大陸の陸続きでない日本、海に囲まれた日本における局地戦争の条件というものはあるように考えられますが、あなたはそういう条件があるとお考えですか。

○国務大臣(鳩山一郎君) あなたの考え方が正しいかも知れません。正しいかも知れませんが、とにかくいろいろな場合を想像して用意をするというところは、一國を守る上に必要だと思います。あるいは、むしろ、なるかもしませんけれども、自衛のために自衛軍を持つて、ということ、私としては意図してはならないと考えております。それで、それから国力が許す、国力が許すその程度においての自衛隊を持つていきたい。

○江田三郎君 国力が許すということ、これは鳩山さん、一つよくお考えになっていただきたいと思う。たとえばきのう夕刊のマクミラン蔵相の演説の中で、従来イギリスは国民所得の九%を軍備に使って、これを五%に下げて経済回復をやるべきだ、ということを言っておられる。イギリスの現在の国力からいえば、われわれの国民所得、われわれの国民の生活状態等を考えた場合には、九%ではなくても、もっと多くのものを使つても国力は許すと考えられるかも知れない。しかし、イギリスは、マクミラン大蔵大臣はそうは考えなくて、これを切り下げて経済計画をやらなげやならぬ、そ

うなわけですね。

いうことを言っておるわけです。私は、今の世界の各国の方向を見る場合に、どこも経済計画なり、経済建設なり、計画的な国の建設というものを力こぶを入れてやっておると思うのですが、そういうことが今の日本のお互いの国民生活、あなた方がやろうとせられる経済五カ年計画、そういうことを見たときに、国力は許していないのじゃないでしょうか。マクミランがやった以上にもっと切った軍事費の削減をすることが、私は国際的な今の大きな動きじゃないかと思うのです、どうでしょう。

○国務大臣(鳩山一郎君) イギリスの国防費に使っている金は、イギリスで発行した白書で見ると、驚くべきほど多いのです。全くあれではイギリスはたまたまなと思うくらいたくさんのお金を、空軍も海軍もみんな持つておるのです。まあ五%くらいまで下げたい、当然の帰結だろうと思うのです。日本としてはまだ二%強で、一つも持っていない軍備を持つておるのではありませんから、イギリスのごときある程度の軍備を持つておるに比しては全く少ないと思えますが……

○江田三郎君 二%と五%ということは、ただ二%、五%という単純な数字の比較をしたところで、これは意味がないことは私が言うまでもありません。その国の経済力によって、たとえ何パーセントであったところで、低い経済力の国の大きなパーセントは違ってくるわけですから、これは意味がございませぬが、しかしともかくもイギリスでもそういうような動きを出してきた。おそらくまあ今年フランスの方でソビエトに行つて今話し合ひをやっ

ておるようですが、そこから私はやっぱり大きな西ヨーロッパ全体を通ずる軍備の縮小というところが出てくるのじゃないかと思うのです。そういうふうに今後の世界が軍備の縮小という大きな方向が出てきて、日本としてはかねがねあなたが言われたように、今アメリカ軍に頼っているのだから、これを頼らなくてもいいような自衛力の増強を今後もしないかなければならぬ、今年よりも来年の軍事費をふやさないければならぬ、そういうお考えを要更される余地はございませぬか。

○国務大臣(鳩山一郎君) 世界の情勢に従ひまして日本の自衛計画というものは立てていかなければならないというところは、あなたと同意見であります。ただ来年も本年の計画のように、来年は、現在の自衛力というものを増強したいというの、私はどうも変更する余地はないと、それまでに国際情勢はさような大変化はないものと思えます。軍縮会議というやうなものが、世界の国が集まって軍縮会議をやる、原爆、水爆というものの戦争を禁止することに同意するか、あるいはこれを共同管理するとか、何とかいうやうなことで入つていって、ほんとうの世界の平和がきたということが目の前にぶらさがらなければ、ただ単純に世界の平和はもうきたというやうな断定は、今日の情勢においてはできないと私は思っています。

○江田三郎君 どうも自由民主党の方でこの間、憲法改正の問題点ですか、改正資料というのですか、お出しになりました。あれを見ますと、憲法前文の「平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保

持しよう」と決意した。、こういうことが非常に消極的だ。これを積極的に内容を要えなければならぬということがあの問題点として出されておったわけですが、しかし私どもは、この鳩山さん御自身もお考えのように、もし世界の大きな戦争に不幸にされてわれわれが当面した場合にこっぱになつて散るのだ。そういう考え方からして、どうしてもやはりもっと積極的のこちが世界の平和の条件を一步でも深めるやうに、そういう条件が一步でも増してい

くように、積極的に働きかけをしななければならぬ、こういう考え方を、やはりこの憲法の前文の言葉というものを私は正しい言葉と思つておるので、あなたが今あなたのお話をずっと聞いておられます、やはり世界の動きということだけをじつとながめておられるだけで、進んでそういうやうな平和な条件を築き出そうというやうな心がまえも、そういう気魄というものは、私はどうも残念ながらあなたのお言葉から受け取れないのですが、もっと日本自身が積極的に軍備を縮少し、戦争をしない世の中を作ることに踏み切つていったらどうですか。

○国務大臣(鳩山一郎君) 私は世界の平和を維持するのは、むしろアメリカと日本との関係、これも強化しなければならぬし、日ソ関係はもとより国交を正常化しなければならぬし、東南アジア諸国とも賠償問題を解決して、緊密な提携を作つて、東洋に波乱が起きないようにしなければならぬ。そういうやうな世界平和政策はあるでしょうけれども、同時に日本自身も相当の自衛力を持つということが、

世界の平和に寄与するゆえんであると思ふものであります。

○江田三郎君 あなたのお話を聞いておきますと、この日本のあなたがこれからふやそうという自衛力は、何か非常にりっぱなやうに聞えるのですが、しかし一体この自衛力の増強という内容は、この防衛庁の説明を聞いてみたところ、その武器、その他についてはアメリカに多くのものを依存しているのじゃないでしょうか。結局日本自身の自衛力ということになしに、よその国のお世話になる自衛力なのです。そこでそういうやうな自衛力というものは、私はこれは客観的に見れば、何も日本を取り巻く周囲の国が、日本だけの自衛力というものを切り離して考えないと思ふのです。日本独自の自衛力プラス・アメリカの軍備、そういうものとして総合的に受け取るのじゃないかと思ふのでして、そういう点からいへば、私どもはもっとその世界の平和の条件を生み出すためには、日本の自衛力だけ切り離して考えれば小さいものかも知れぬが、そういう日本・プラス・アメリカという形の軍備というものを世界に印象を与えておるとすれば、私はこれはうんと削る方が、ソ連その他に対しても軍備縮小の、世界の軍縮の空気をもっと強めることだと思ふのですが、そうじゃないでしょうか。

○国務大臣(鳩山一郎君) 日本の自衛力というものは、外国の持つておる軍隊の軍備に比しては全く僅少なものでありまして、そのごく僅少な軍備を持つぐらいのことは日本でも必要だと思ひます。

○江田三郎君 そこが鳩山さん、違ふ

と思ふのすよ。あなたは日本の持つておる自衛力はごく僅少だと言われるが、なるほど日本の自衛力だけ切り離せば僅少でしょう。しかしそれはそうではないでしょう。このアメリカの軍備プラス日本の自衛力という形で出ていく自衛力というものです。そうやってくると、しかもその今後がどういうやうな政策をおとりになるか知りませんけれども、少くとも人間の数においてはここに大きな潜在的な軍備、戦力というのですか、とにかく人間がこれだけたくさんおるといふことは、これは使ひ方によつては大へん大きなものになります。日本だけ切り離せば小さなものだけれども、アメリカ・プラス日本という形では大へん大きなものになる役割があるわけです。それを考えると、私はあなたのような、しいて日本だけを切り離した考え方なしに、やはり日本の自衛力が国際的に与える影響というものは、アメリカの戦力プラス日本の現在の自衛力並びに潜在的な戦力ということを考えていかなければならぬのではないかと思ふのです。そういう意味で私は、これはやはり今の鳩山さんの考え方というものは少し変えてもらつた方がいいのではないかと思ふのですが、どうでしょう。

○国務大臣(鳩山一郎君) あなたのお考えにも理由はあります。それは認めますけれども、日本としてもアメリカにいつまでも駐留してもらつていて、日本の自衛をようやく保つておるというのを継続するわけには参りません。

○江田三郎君 そこだけはいいのです、あなたの考え方が、ところが、実際に防衛庁長官の説明を聞いてみても、たとえば六カ年計画をやつてみた

ところで、アメリカ軍撤退の基礎ができるというだけであって、それによってアメリカが撤退するということのようなはつきりした見通しなんかありません。しかもその六カ年計画にしたところで、多くのものを向うに武器等を依存しなければならぬ。当てにしてあったものが来なかったらすぐやりかえなければならぬ。そういう体裁の悪いもの、しかもあなたの方の党に所属される辻さんあたりのお話を聞いたり読んでも、どうせ大して役に立たないようなものに、二%でも何でも大きな金を使うのはばからしいじゃないか。それとも一体日本をほんとうに撤退させるだけの軍備ができるのですか。できるとすればどういう計画で、いつできるのですか。

○国務大臣(鳩山一郎君) 船田長官から……

○江田三郎君 長官はよろしいよ。長官はこれまた学者で、いろいろな説が出ますから、これは一つ鳩山さんの大きな政治的な考え方だけ私は承わればいいのです。

○国務大臣(鳩山一郎君) これは船田君が先刻説明した通りに、日本の自衛隊がだんだんと整備してくれば、アメリカの撤退の基礎ができますから、そのときにアメリカと相談をして、アメリカ軍の撤退というものが実現するものと思っておる次第であります。

○江田三郎君 まあその点鳩山さん、やはり今の世界の政治のテンポというものには相当早いんじゃないですか。今われわれのこの経済力をもつてしては、もとより日本の独自のものを作り上げるといって見たところで、六カ年たったってこれは基礎ができるかもわから

ぬというだけのものであって、一向に向うが撤退するという条件にはならないでしょう。われわれはもつと世界の人々を信じたいじゃないかと思うのです。あなた盛んに友愛精神ということを言われますが、私はこの友愛精神というものは、自分の党内や国内だけで振り回すのでなしに、もつと世界的にあなたの友愛精神というものを広げてお考えになったらどうかと思うのです。これは私妙な話を言いますけれども、実はこの間インドへ行つたときにネールさんに会いまして、ネールさんにソ連の第二十回共産党大会の動向をどう思うか、こういうことを聞きまして。そうしてヨーロッパではあれを必ずしも額面通り受け取っていないかと、こう言つたときに、ネールさんの言われるのは、だれも未来のことはわからぬと、しかしながら、今、今度言つたことは今まで言つたことより言葉の上ではいいことを言っているんだ。だからそれをそのまま受け取つてみたらどうでしょうか、そうやってつき合っているうちには向うもそうなるかもわかりません。そういうことを言われまして。私がそう言う、非常に散々的な響きしかありませんけれど、ネールさんがそう言われると、私は非常に深い意味に聞きましたよ。鳩山さんの友愛精神というものをもつと広げてお考えになったらどうでしょう。そうすると私はもつとあなた軍備に対する考え方というものは違ってくるんじゃないかと思うのです。どうでしょう。

○国務大臣(鳩山一郎君) あなたの考え方には賛成です。だから私も友愛精神とかMRA精神とかいうようなものが国際的に広まってくることを非常にこいねがつております。今インドの話も出ましたけれども、インドはとにかく、やはりまだ軍隊を持っていることが少ないのですから、二十五%くらいを使つて自衛軍を作っているわけですから、やはり軍備はどの国でもやらない国はないのです。だから日本が二%強くらいの軍備をこしらえても大して問題にするには当たらないと思ひますが……

○江田三郎君 まあ予算の総額の何%ということ、国民所得の何%ということを混同されては困りますけれども、そういうことはどうでもよろしいが、しかしインドのような現実にはパキスタンとの問題があるところ、私は日本の場合とは相当違ふところ、私には日本の場合とは相当違ふところ、お尋ねしますが、あなたは戦争といふものを考へてはどうにもならない。しかし局地戦争といふことを考へて日本自衛力といふことを考へなければならぬのだと言われましたが、それじゃ一体この局地戦争といふ場合に、どういふ局地的な侵略の条件があるのですか。あなたのお考へになる局地戦争の危険性といふのはどういふところにあるのですか。

○国務大臣(鳩山一郎君) それは私にもわかりません。わからないけれども用意をする、常に用意しておく必要はあるといふことを主張しておるわけでありませう。

○江田三郎君 わからないと言われるとちよつと困るのですがね、いつか私はあなたのこいう問題について衆議院でおっしゃつたことを、議事録を見ておきますと、あなたまあ日露戦争の

ときのことなんかを出しておられた。戦争といふものは油断しているといふと向うからぼつと攻めてこられるのだ。こいうことを言つておられたんですが、どうもそういふ点が、日露戦争ころの戦争といふものと、この原水爆の時代といふものは、戦争といふものの性格といふものがもう全然違つていふ。ただ武器によつて違ふといふだけじゃなしに、国際的な考え方、条件がみんな違つてきている。どうもあなたはわれわれよりお年寄りだから仕方ありませんけれども、日露戦争前期の考え方になつてゐるんじゃないやせんか。

○国務大臣(鳩山一郎君) 私は公平に静かに考へてゐるつもりであります。(笑)

○江田三郎君 あなたは、もう一つ私たちが心配しなければならぬのは、自分は平和主義者だ、そう考へてになりまして、しかしこうやって憲法調査会を作る、あるいは防衛関係の法案が違つてくる、あるいは国防会議ができるというところは、これは使ひ方によると大へん大きな軍備のできる条件になつてくるのです。あなたは平和主義者だから、わしはこいうものをを作つたところ、それはこいうものを作つたのだと言われている。民主主義の世の中だから国会の協賛があるんだから、そう簡単にいかぬのだといふことを言われておる。しかし、たとえヒトラーの歴史を見ても、こいういふようなものは一たん破局——破局と言つてはおかしいですけれども、せきを切つて落されると、非常に違つた方向へ、あなたが腹の中で考へておられるのと違つた方向へいく危険性があるの

です。だからわれわれはこいう危険性のないように、いつもセーブしておかなければならぬと思うのですが、あなたのはそうじゃなくて、ひよつとまかり間違ひますと大へんな方向へいくといふ条件をこいうので作つておるとはお考へになりませんか。

○国務大臣(鳩山一郎君) 私は、もう人間だつて相当に知恵があるのですから、この間あつたやうな目におつて、近く大戦争をやるといふやうな気分を持つ人はないと思ふのです。

○江田三郎君 だからこいう考へ方なら、もつと国際的な問題について今のような考へ方ではないから、人間だつてばかじやないのですから、さうばかなこととはしないはずだといふことなら、もつと世界の各国といふものを信用できるんじゃないかと思ふのです。ところがあなたはどうもさういふ点の一つの矛盾がありはしませんか。

○国務大臣(鳩山一郎君) しかし世界の各国でもみんな相当な兵力は持っているのですから、戦争を一度もしないスイスであつてもスエーデンであつても、とにかく自衛力は持っているのですから、(持たぬことになつてゐる)と呼ぶ者あり)いや、それは自衛力はあなた憲法違反だと、自衛力を持つことが憲法違反だと、きめてしまふからさうなるのです……(書いてあるじゃないか)と呼ぶ者あり、その他発言する者多し)

○委員長(青木一男君) 私語を禁じます。

○江田三郎君 鳩山さんさういふ一つ、よその国がどうだとか、こうだとか言つても、これは歴史的な関係もあるし、地理的な事情もあるし、いろい

る条件が變つておるわけです。われわれは、日本の場合は日本のことを考えればいいのですよ。現にあなたに聞いてみても、大戦争のことを考える軍備争のことは、あなたに考えられないと、局地戦争のことは、局地ならどういふ侵略の条件があるかと言え、それはわからぬと言われるでしょう。わからぬというのは、あなたが必ずしも外交関係を考へてわからぬということだけでなしに、むしろないということでしょう。一体考へてごらん下さいよ。ソ連や中共とやることは、これは大戦争でしょう。局地戦争ということになると、その他の日本を取り巻く国でどこですか。

○国務大臣(鳩山一郎君) 私は仮想敵国というものは全く考へないで、自衛隊というものは絶対的に最小限度持つべきものだという観念から、自衛隊を作りたいと思つております。

○江田三郎君 まだどうもわれわれこの経済力で、おもちやを持つ段階には至らぬのですよ。そんなぜいたくは許されないのでして、しかもそういうようなものに費用をかけて、そうして一方ではまあバックカード・エンジンとか知りませんけれども、一つバックカード・エンジンでなしにいろいろな問題について、この防衛庁の問題についてはスキヤンダルが続いておる。こういうことが国民の気持に与える影響はどうでしょう。仮想敵国というものは考へていない。それからわれわれが常識的に考へてもソ連や中共というものは大戦争だ、これは局地戦争の条件ではないのだということになれば、台湾か朝鮮か知りませんが、そんなものが、現在の国際情勢下において、日

本を侵略するというようなことも私はあり得ないと思つて、仮想敵国と考へないといつて、考へられないでしようよ。むしろ日本としては、こういうような仮想敵国も考へられないような条件においては、積極的に世界が、たとい一歩でも二歩でも軍備を縮小し、平和の方向に行くような、そういうリーダー・シップをとるべきものだと思つて、私は負けた国であつたと、経済力の弱い国であつたと、そういうリーダー・シップをとつて悪いことはなと思ひます。一体今の国際政局のリーダー・シップはだれがつてゐるのでしょうか。もちろん大國が上つた、解放された國々が大きな世界のリーダー・シップをとつてゐることを考へれば、日本の立場というものは、使ひ方によりますれば、大きなリーダー・シップになると思つてゐるのですよ。そういうことが、何かあなた方は非常に遠慮をされるということが、私はどうも、それがよく言われる——あなたはそのうではないとおつしやるけれども、アメリカあたりの無言のうちに圧力を感ぜられ、無言のうちにひもをつけれ、無言のうちに制約を考へられて、自由な、あなたのいわゆる友愛精神の自由な考へ方ができないのじゃないかと思ひますが、そういうようなことは私の言い過ぎでしょうか。私はやはり、そういう点も鳩山さんには少し考へていただくのじやないかと思ひますが、どうでしょう。

○国務大臣(鳩山一郎君) 全くアメリカからは何の強要もありません。(この間の演説はどうだ)と呼ぶ者あり)ありません。そんなことを言つた覚えはありません。

○江田三郎君 強要がないといつたところで、あなたは強要されたことはない、事実がないのだということなんでは、しかし、現実に予算を編成するといへば、まず防衛関係の費用を向うと相談しなければ組めない。この一つのこともつて見ても、これを強要と受け取るか受け取らないかは別にして、客観的に見たら、大きなこれはかせをはめられてゐることです。日本が六カ年計画を立てる、もうその中に向うからの貸与されるもの、あるいはもの計画が立たないといふことになれば、向うの顔色いかんをいつも見ていなければならぬ。これは強要とあなたがとるかとは別にして、客観的に見れば大きなかせをはめられてゐるんです。私は人間というものは主観だけじゃいかんと思つてゐる。もっと客観的な反省を要するのじやないかと思つてゐる。あなたはどうも天気晴朗なる日のぼらの園の中を歩くようなお考えでおられるのじやないかと思つてゐる。その点をもう少し考へていただくなければいかぬと思つてゐる、どうでしょう。

○国務大臣(鳩山一郎君) 承知しました。(笑聲)

○江田三郎君 承知せられたじや参りますよ。まあそういうようなことを、ちょっと具体的な問題になるとあなたは答弁されんで、防衛庁長官なり法制局の何がしという人に相談をされて答弁をされる。そんな人の事務的な答弁では何ぼ聞いたつて同じで、私は聞きたくないから聞かない。あなたからじかに聞くと、お前と同じ考へたと、か

承知しましたということだけで、何ぼやつたつて同じようなことになりましようから、一つ帰つてゆっくりお休みになつて下さい。(笑聲)

○委員長(青木一男君) 総理大臣に対する質疑はこれにて終了いたしました。本日はこれにて散会いたします。午後四時四分散会

昭和三十一年五月二十二日印刷

昭和三十一年五月二十三日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局